

平成 28 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月13日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月13日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	奥 田 信 宏	12 番	吉 田 正 昭
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふ る さ と 振 興 課 長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税 務 課 長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住 民 課 長	鈴木 敬		
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		ま ち づ く り 推 進 課 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一	
	生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
7	黒川勝好	J R蟹江駅周辺の開発。今後の計画は。……………	128
8	板倉浩幸	①税の徴収について……………	140
		② J R 東郊線踏切に歩道を……………	151
9	中村英子	蟹江町も名古屋市との合併を目指すべきではないか……………	163
10	伊藤俊一	①ユネスコ決定、須成祭の町の対応策は！……………	175
		②町長への立候補についての公約を問う……………	187
11	佐藤茂	蟹江町における消防分団長選任について……………	199

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、きのうに引き続き定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問7番 黒川勝好君の「JR蟹江駅周辺の開発。今後の計画は。」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

それでは、おはようございます。

8番 黒川でございます。

きのうに引き続きまして、2日目の1番ということで大変光栄に思っております。

昨日は、町長が4選目の出馬を表明をされました。大変、町長職激務でございますが、どうかお体には十分気をつけていただきたいというふうに思います。

それでは、私の「JR蟹江駅周辺開発。今後の計画は。」について質問をさせていただきます。

前回、9月議会で関西本線蟹江駅自由通路及び橋上駅舎化工事、総額25億8,825万2,000円、東海旅客鉄道株式会社単独で行うことが賛成多数で可決をされました。今さら決定したことに文句を言うつもりはございません。JR蟹江駅を利用される皆さんが便利になることであります。将来的な財政また費用対効果等、いろいろ私も申し上げてまいりましたけれども、それはそれでよかったというふうに思っております。ただ、どうしても腑に落ちない点がございますので、町長にお伺いをしたいと思っております。

平成10年、当時、佐藤篤松町長だったと思っておりますけれども、JR蟹江駅北口改札設置についてJR側と何度となく協議をされてきたことと聞いております。平成17年には、町長が直接JRと協議されるなど、18回ほどJRと協議を重ねてこられたということも聞いてございます。

しかしながら、具体的な進展がないということで、平成21年6月1日、町長と当時の区画整理組合理事長が東海鉄道事業本部運輸営業部長及び幹部職員同席のもと要望書を提出されました。

その要望書がここに書いてございます。

要望事項として2点、JR側にお示しをされました。

1点目、JR蟹江駅北側駅前広場付近に新たな改札口を設置していただきたい。

2つ目、現在ある北側臨時改札口は、始発から終電までの時間帯で常時開設していただきたい。また、自動改札機及び券売機を設置していただきたいという2点の要望でございました。

それに対しまして、JR側の回答といたしまして、1番の北口改札口を設置していただきたいということにつきましては、設備費、人件費及び維持管理費等の経費がかかるので認めない。仮に設置にかかる整備費や配置する人件費等を含む全ての費用を町が負担したとしても単発的なことであり、将来的にJRが負う負担、リスク及び町が費用負担、財源確保ができるという確約はないので認めないという理由でございます。

2番目の常時開設をしていただくということにつきましても、日本国有鉄道からJRに移行されて以来、管轄する東京から大阪までの間、新たに改札口を設置した前例はなく、全国的な問題に波及し、ほかに与える影響が大であるため認めないということで、2点とも、いずれも認められませんということで回答をいただいております。

これが平成21年でございます。

それから、たった2年後でございます。平成24年3月には、JR蟹江駅南北に整備した駅前広場を自由通路、橋上駅で結ぶ計画の概要を公表されました。平成24年度東海旅客鉄道株式会社に、関西本線蟹江駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する基本調査業務を委託しております。この変わり身の早さ、私には全くこれは理解ができません。

そこで、通告書にも書いてございます。まず、入る前に一つお伺いを申し上げますが、平成21年6月1日、要望書をJR側に持参してから平成24年3月議会での南北に整備した駅前広場を自由通路で結ぶことを提示される間約2年間に、JR東海と横江町長との間に何がありましたか。まず、それをお伺いをいたします。

○産業建設部長 志治正弘君

ちょっと私からご答弁をさせていただきます。

今、議員がいろいろ過去の経緯を含めてご説明をいただきました。これは間違いのない事実でございます。

平成21年6月1日に、当時の区画整理組合の理事長と町長がJR東海の本社ビルに行かれましてご要望したのも事実でございます。

その後、実は、平成23年の3月議会におきまして、施政方針の中で町長からこの設置については、北口改札設置については断念せざるを得ないというような施政方針を述べられました。ただ、これだけではございません。私、当時の町長が述べられました施政方針、ちょっと読み上げますのでお聞きください。

改札設置は断念せざるを得ない状況となりましたが、駅利用者の利便性と土地区画整理事業による整備効果の向上を図るため別の手だてを検討し、改めてJRと協議を進めてまいりますと、このように施政方針の中で述べられました。

このタイムラグですね、実は21年6月1日にJR本社に行かれまして、それから、平成23年の3月議会に至るまでの間で、平成10年からずっと続けておりました事務レベルの協議を進めてまいりました。といいますのは、北側に改札口が設置ができなくなったら、じゃもうこれで終わりなのか、そうではいけないと思っておりました。そんな中で何とかバリアフリー対策が施せないか、いろんな方法がないか、事務レベルの協議をずっと続けてまいりました。この間、町長とJRが折衝されたことは一度もございません。あくまでも事務レベルの協議を続けてまいりました結果、当然、その報告調整は町長含め幹部の皆さんとさせていただきました。

そんな中で結果として、町の方針として23年3月議会で施政方針の中で町長が断念をする。ただし、これからも考えるというようなことをおっしゃって、その今、黒川議員がおっしゃった翌年の平成24年3月議会の全員協議会におきまして、これまでの経過を含めまして、新たな方針として自由通路の設置の考え方を議員の皆様にお示ししたのが経緯でございます。私からは以上でございます。

町長は、それ以後、JRとは一切場を持っておりません。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今のお話ですと、そうすると並行して動いてきたということによろしいんですか。自由通路も頭の片隅に置いて並行して動いてきたということによろしいんですか。

○産業建設部長 志治正弘君

これまでの議会での質疑応答の中でもご説明させていただいたと思うんですけども、まず、やはり今回自由通路化して橋上駅化するという方針を固めて今進んでおりますが、いろんな方法がないか模索してまいりました。例えば段階的に整備する。今議員の中からも、たしか議会の中でもご質問があったと思うんですけども、JRの中の跨線橋なり駐輪場にある跨線橋等々を利用して、そのバリアフリー化ができないか等々ございましたけれども、結果的にJRが認めたのは、唯一この駅周辺、駅のところに自由通路を設けて駅を橋上化すると方法でございました。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうしますと、要は僕、一番気になるのは、この平成21年6月に要望書を出されて、JRの回答ですよ。北口の改札口、あれ幾らでできますか、そんな20億も30億もかからんわけでしょう。それをつくることすらJRに拒否をされておるわけですよ。その理由として、蟹江町の負担、財政的な問題、将来的な問題、これをはっきりJRが言っておるわけですね。それにもかかわらず今26億になっておるんですけども、当時30億、30億と言ってやってきたんですけども、それぐらいかかるものをよくJRがオーケーをしたのかなと、それだけが

僕はどうしても腑に落ちんのですね。だったら最初からそういう話をすればいいじゃないですか。

そこが僕はわからないものですから、もう最後です、もうこれは決まったことですから、これは粛々とやっていただかなきゃいけないと思います。これは民主主義のルールですから、賛成多数です、多数決です。我々は反対させていただいたんですけども、決まったことはやっていただければ結構ですけども、ただそここのところがどうしても僕は腑に落ちんもんで、寝られんですわ、これは。ちょっと一遍聞かせてください、町長。

○産業建設部長 志治正弘君

では、ちょっと、まず私のほうからその辺の事情、状況説明だけさせていただきます。

10年から協議を続けてまいりました。議会のほうでも、皆さんいろんな方から一般質問の中で、このJR蟹江駅の北口からのアクセスについてご質問等々をいただきました。そんな中で町がまず考えましたのは、議員おっしゃるとおりなんですよ、北口に改札をつくっていただければ一番安価で済むんですよ、コスト的にも安価で済みます。それをもってずっと平成10年から協議を進めてまいりました。ただ、頑としてJRはそれをイエスと言わなかったという事実がございます。

くどいようですが、今回の計画について、唯一JRが認めた方法と私何度も、課長のほうも同じような言葉を使っておりますけれども、それが自由通路、橋上駅舎化でした。これは全国的な、どの駅舎も今そういうような傾向になっておりますが、一番ネックはやはりJRとして北口に改札口をつくるメリットですね、コスト的な面も含めて、それに対してノーでした。これはいかんともしようがない事実として受けとめざるを得ませんので、そんな中で行政としてやるべきこと、付近の住民の皆さんの生活の利便性と、一番ネックになっておりますのは、JRの蟹江駅、今はバリアフリーにされておられませんので、高齢者や身体障害者、社会弱者と呼ばれる方々が使えない駅なんですよ。ですから、それを何とか改善しなければいけないということで、JRが認めた唯一の方法として自由通路、橋上駅舎化というのを目指してまいりました。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

だから、その自由通路、橋上駅舎化ってすごいお金がかかるんじゃないですか。そこがわからんと言っているんです。すごくJRも蟹江町のことを心配して言っておるわけでしょう、将来的なこと、財政的なことを。これで北口を断っておるんじゃないんですか。それで自由通路はやれ、やれと、それはちょっと話が矛盾しておるんじゃないですか。だから、そのところだけ、もうちょっとわかりやすく僕は説明していただきたい。

○産業建設部長 志治正弘君

理解していただくように説明ができなくて大変申しわけなく思いますが、確かに自由通路

をつくって橋上駅舎化すると費用的に莫大な費用がかかります。財政計画からも見てできるかできないかという判断もさせていただきましたが、基本的にやはりJRとしても駅がよくなることについては問題ないんですよ。オーケーなんです。

そんな中でJRのスタンス、基本的な考え方は、これは自治体がやる仕事ですよ、行政側の仕事ですよ、やるべき事業ですよ、だからやってくださいというようなスタンスを持っています。

そんな中で、これは本当に先ほど言いましたように、全国统一したルール化みたいになっています。それに、それはちょっと酷だろうということで中に国が入っていただいて、費用負担について調整させていただいたこともございますが、結果的にそういった考えのもとで、費用のことは確かに多額の費用がかかりますけれども、その辺はご理解いただきたいと思います。ちょっと十分な説明になっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○8番 黒川勝好君

わからんです。だから、だったら北口の改札口をつくらせてくれればいいじゃないですか。蟹江町としても安価でできるじゃないですか。今の自動改札が平成17年でしたか、あれつくって、あれはJRがつくったんですってね、自動改札。

(発言する声あり)

向こうがね。蟹江町じゃないでしょう。

向こうがつくったんでしょう。それを終日あけることがなぜいかなのか。それもずっとやってきたけれども、あかんならあかんですよ。だから、きのう、誰かの質問にあったんですけれども、本当にJRって、何て言った、いい言い方したね、きのう。言葉忘れちゃったけれども。本当に。だから、そこまで蟹江町に気を使っておってくれるんだったら、なぜそれをやらせてくれないの。なぜJRが一番、いやJRにしてみれば、本当に橋上駅までつくっていただいて、自由通路までつくって、町にね。それで丸投げだわね。それで、仕事はJRの関係のところで仕事をするわけですよ。本当に丸々全部JRのもうけですわ。そういうことはオーケーで、何で私たちがやると言うのとペケになるんですか。それはおかしい話でしょう。

そろそろ町長言ってくれると思うんですけども、本当にこれだけ蟹江町が北口全部自分たちでやらせてもらいますよ、人件費も人のことも全部蟹江町が持たさせていただきますよ、終日のあれでも全部自販機、機械も置いてやらせてもらいますよ、蟹江町が負担させてやらせてもらいますよと言っておることはだめで、私のところの言うなりだったら全部蟹江町金出すならやってくれて、そんな矛盾した話ってありますか、これ。

何でこれだけ蟹江町が負担しないかんですか。もっと安くやるやり方、皆さん知ってみえるし、皆さん提案していたじゃないですか。だけでもこれしかないということで推し進められたけれども、その変わり目ですわ、変わり目。この2年間で本当にどういってお話をされた

のか、そこが僕はわからんものですから、ＪＲがそれでオーケーを出したということがちょっとよくわからんですから、町長お願いします。

○町長 横江淳一君

黒川議員のＪＲの関係でちょっとご答弁をさせていただきます。

今、担当部長が冒頭にお話をしたとおりですと言って、それで終わってしまうと何なんだという話になると思いますが、実は平成10年からこの話はあるということも私は聞いております。前町長さんが何回ＪＲに行かれたかということについては、明言は避けさせていただきたいんですが、平成17年4月に私が町長に就任して以来、この問題はどんと蟹江町に重くのしかかっておりました。その当時、同時進行として、同じように駅下の区画整理事業が始まっておりまして、地権者の同意等々を得ながらどんどん準備が進めております。と同時に、一方、東郊線、そこの踏切の拡幅もその時代に皆さんから要望をいただいていたということを私自身も思っておるわけでありまして。

そんな中で、何か打開策はないのかなということで、非公式、公式を入れまして、僕は3回ＪＲにお邪魔をし、最後は先ほど言いました区画整理事業の理事長さんと平成21年にお邪魔をして、先ほど2点もしくは3点の要望をさせていただきました。

幾度となく議会でＪＲのことについてご質問をいただきました。大変私としてはすかつとした結果が得られなくて、私の不徳のいたすところでありまして、力不足を感じたのもその当時でありました。そんな中で、ＪＲの今、黒川議員が毎回、毎回おっしゃるのはよくわかるんです。僕も同じ気持ちでＪＲと折衝をしまいいりました。どうして改札口のその延長ができないのか、その人件費、そして設備費も全てうちで持たせていただきますよという話も実はさせていただきましたが、ＪＲの答えはノーでありました。その理由としては、先ほど述べたとおりであります。ほかに理由があるかどうかはわかりませんが、我々におっしゃったのはそのことしか言いませんでした。

我々としては、その橋上駅に行く前にいろんな手だて、その歩道橋も含めた、跨線橋も含めたいろんなお話をさせていただきましたが、全てについて結果はノーでございました。そんな中で、どんどん駅北の区画整理事業が進む、そこで恐らく17ヘクタールありましたので、たくさんの方が多分1,000人以上の方がお住まいになる、もっと今、ひよっとしたら今は900人以上住んでおみえになりますので、もうちょっとたくさんの方が新たな市街地があそこにあるのであろう、そのことも含めて再度事務方のほうには折衝を続けている中で、何とか協力ができるかということで唯一出てきたのが橋上駅という話でございました。

何があったとかそういうことではありません。結果的に先ほどから申し上げましたとおり、私の力不足があったことについては大変申しわけなく思っております。しかしながら、蟹江町が未来永劫栄えるためには南北の流通、これは僕は不可欠だというふうに考えておりました。26億円という大変大きなお金をつぎ込まなければいけません。ＪＲの負担金としては

4,200万、確かにそのことだけを見れば非常に不合理な話であるのか。これは一般論として出てくるわけでありますけれども、鉄道事業者の考え方としては、国土交通省さんにもいろいろお願いをしにいった経緯もございます。

しかし、結果的には大変申しわけございませんが、いろんな駅のルールを見てもバリアフリー法もしっかり調べさせていただきましたが、今回のことがベストとは言いませんが、ベターな方法だというふうに私も考えて皆さんにご提案を差し上げ、基本設計そして基本調査もお認めをいただいてここまで進んできたというふうに認識をしております。

ただ、これが全てかどうかというのはいりません。しかしながら、9月議会に債務負担行為を認めていただき、我々としては貴重な税金を使わせていただくんです。費用対効果をしっかり考えながら前へ進めてまいりたいというふうに思っています。

黒川議員の質問にお答えができたかどうか分かりませんが、決して皆さんを無視して勝手に動いたなんていうことはございません。何遍も言いますように、再度、公式、非公式を含めてJRとの折衝、それから国土交通省、いろいろなところにお邪魔して、当たり前であります、町長がやるのは。でも、結果が皆さんにご理解ができなかった結果になってしまった。しかしながら、最終的には蟹江町は、南側の開発も含めてこれから多分、いろいろな結果が出てくるのであろうと私は期待をして皆様方にご提案を差し上げたというふうにご理解をいただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○8番 黒川勝好君

ということは、やっぱり並行してずっと動いておったわけですね。横江町長になってからは、もう並行してその自由通路も頭に入れながら動いとったわけというと思います。今の話だと僕はそういうふうに聞こえてきましたけれども。

それで、要はJRはあれですわ、自分とこでやらせてくれる仕事はやらせたるけれども、町でやる仕事はやらせたらんということなんですよ、今の話を総括すると、そうじゃないですか。だって蟹江町が金出してやるというのは全部いかんじゃないですか。財政的な問題、将来的な問題、リスクが大き過ぎると。そうやって言うておきながら、自分とこで全部工事やって、あんたのところ払うんだったらやらしたるわと、そういう話でしょう、これ。こんなおかしい話はないですよ、やはり。

だから、やっぱり最初からそういう話で進んでおるわけじゃないですか。町長も頭の中に多分あったと思う、ずっとそれを並行してやってきておると思うよ。じゃなきゃ24年にもう、この業務委託で予算組んでおるじゃないですか、1,800万。もう、すぐ業務委託させておるじゃないですか、JRのほうに。もうとんとん拍子だもん。21年6月に要望書を持って行って、多分向こうで協議をされると思うですよ。そうすると21年中はいろいろで、21年度中に回答をもらって、多分この回答はだめですよという回答をもらっておるわけじゃないですか。それで、22年、23年過ぎて、もう24年には業務委託かかるとるじゃないですか。本当に2年

ですよ。たった2年の間にこんな簡単に決まるわけじゃないじゃないですか、変わっていくわけじゃないじゃないですか、物事が。

絶対こんなものは横江町長になったときに、ずっともう頭の片隅というか、もう本隅ですわ、片方じゃないですわ、本質的にはもう中心的にこれなつとんですよ。だけど、これを言うとお金のこともありますよね、そりゃああのころは30億、30億言っておりましたからね。そんなものは誰も認めてくれんということで、上手に回し回し来て、最後にこういう形に持っていくという、完全な筋書きができておったんじゃないですか、これ。僕はそう思いますね。じゃなきゃ納得できませんよ、このJRの回答書の答えに対しての町のこの変わり身の早さは。どうですか。

○産業建設部長 志治正弘君

私から今までの経緯の中で、今議員がおっしゃったことも含めましてちょっと補足的な説明をさせていただきます。

唐突にJRの自由通路の橋上化の話が正直出たわけではございません。それで、今までの議員おっしゃった質問の中で18回という数字をおっしゃいましたが、確かに18回、今はもうそれ以上JRと協議を進めておる中で、JRは途中段階から自由通路をつくって、橋上駅화에町がやるなら、ごめんなさい、言い方が悪いです、やらせてあげるよというようなことをおっしゃいました。

ただ、あのときは北口に改札をつくりなさい、何とかできないかという論争をしておりました。だから、何とかそれをお願いしたい。それは、費用的なものも含めてでございますけれども、町としては北側に改札をつくっていただいて、中に構内でバリフリをしていただければ、基本的に費用も安価で済むということで、ずっと長年来北口改札、北口改札でやってまいりました結果で、先ほどの21年6月だったわけですよ。

ですから、それから、先ほどもちょっと町長の施政方針を朗読させてもらいましたけれども、町としては、今町長言われた北側の区画整理事業が、もう住宅が基盤整備事業がどんどん進んでいる中でと、ほかの地域の方々も、西之森だとか須成地区の方々もJRを使われていきますので、そうした町民の利便性のことを考えれば、何とかしなければいけないということで、JRが、本当に悪い言い方ですけども、やらせてあげるよと言っておりました自由通路化、橋上駅舎化の道は探れないかということで21年6月1日以降、町長含めてJRと協議を進めてまいりました、事務方としてですね。そんな中で基本的に町長の施政方針の中で述べられたこと、それから、もっと精査して、中身を詰めて、24年3月の全員協議会に臨んだというのが事実でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

何度聞いても、やはり僕はそうだと思いますよ。ずっと橋上駅なんです。自由通路橋上駅

はもうあったんですよ、話が。じゃなきゃ、こんなとんとん拍子にいくわけじゃないですか。町長の力不足だ何か今さっき町長言われたですけれども、力が強過ぎるわね、町長やはりさすがですわ。JRを。さすがだと思いますよ。

だけど、本当に、余りこれ以上言ってもあれですけれども、バリアフリーだ、バリアフリーだと言われるけれども、橋上駅だものですから、一遍上へ上がって行って、切符買ってまた下へ下がってまた乗るんですよ。今までだったら、そこで下に切符売り場、南口はありますね、もう。そこで買って、そんですと乗れるんです。北口をつくれれば、北口で切符買ってすっと乗れるのにね。そのほうがよっぽど高齢者は楽ですよ。エレベーターやエスカレーターはつくるですけれどもね。上まで上がって、また下がって乗るんだもんね。これは全然バリアフリーになっとらんですよ、悪いですけれども。今のまま北口、ちゃんと蟹江町で使わせてもらって北口をつくる、それから今の自動改札をそのまま終日にする、これが本当のバリアフリーですよ。僕はそう思いますね。未練がましく言っておってもいかなですから、とりあえずこれはそういうこととお聞きしたということ。

それで、いよいよ平成32年ですか、32年には自由通路と橋上駅が完成するわけですね。それに伴い、やはり北側は大体できておりますけれども、南側の周辺のこれから整備が大変なことになってくると思うですよ。せつかく立派な駅ができるんですものね。やはり駅周辺も立派にさせていただかなきゃいかんと思います。それで、まだどの辺まで詳しく詰めてみえるかわかりませんが、通告書には箇条書きで書かせていただきました。

まず、今後どのような工程で進んでいくのか、わかる範囲で結構ですので、まず概略お願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、JR南側の駅前広場及び都市計画道路南駅前線、JR蟹江駅から消防署までの区間ですが、この工程についてお答えをさせていただきます。

今回の自由通路新設及び橋上駅舎化事業により、南北の市街地が一体化されればこのJR周辺のまちづくりにおいて、この都計道の整備は優先順位も高く必要不可欠であると考えてはございます。

そのため、南駅前線の整備と周辺のまちづくりについて、ことしの6月議会で承認をいただきましたJR蟹江駅周辺まちづくり検証業務委託におきまして改めて検証いたしますので、その検証の中でしっかりとした将来像を描くとともに、実現化に向けた手法やスキーム、あと概略スケジュールなどについてもあわせて整備をする予定でございます。

現段階ではまだ業務は完了してございませんので、業務の完了後には、議会に対して概略スケジュール等も含めてご報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ということは、まだ全然あれですか、概略というか何年度までにどの辺をどうするという、そういうのはまだ全然決まっとらんわけですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現段階では、目標年度などについてはまだ定まってございません。また、一度に駅から消防署の区間を整備をするのか、それとも早い段階での需要効果があらわれるようにある程度供用開始ができる区間までを整備するのか、その辺もあわせて今回の業務の中で検証をいたしますので、その検討の方法によって目標年度についてもある程度変わってくるのかなど、今は考えてございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

それじゃ、32年に完成するんですよね。そうすると32年までにはどこまでやるんですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現段階では、平成32年の供用開始に向けて、駅前広場の部分については、現在駐車場の部分がございしますが、あの部分をJRから買収を行いまして、暫定的ではございしますが駅前広場の整備について行う予定を考えてございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

32年までまだそれだけやるだけですか。そうすると、南の周辺の開発というのはいつ見えてくるんですか。せつかくもう32年に立派な駅ができるわけでしょう、あの写真も見せていただいたよね、完成予想図が。これで今の状況ですか、南は。そうすると、まだ。

これはおかしな話でしょう。せつかくあの立派な駅つくって、それじゃ完成あと10年、20年待つということじゃないですか。僕は今から大体青写真はできておると思ったですから、移転家屋及び何筆ぐらい買収にかからないかんのかとか、消防署北からJRまでのこのあれをどうやってやられるとか、ほとんど概算どれぐらいお金がかかるんだとか、そういうことを今から聞こうと思ったですけれども、これは聞いても無駄ですか。部長、どうですか。

○産業建設部長 志治正弘君

今課長から答弁させていただきましたとおりに、32年度の供用開始に向けて橋上駅が整備されて自由通路が整備されますので、やはり北側はもう駅前広場、ロータリーできていますが、南側は今の状況では、あれでは人と車の流れが整理できませんので、まずそれを整理するというようなことで、計画として……

○8番 黒川勝好君

それが32年にできるんですね。

○産業建設部長 志治正弘君

そう。暫定的な駅前広場でございすけれども整備をする計画でおります。

今言われた、るる議員のほうから面積だとか筆数だとか事業費だとか、お答えするような答弁としては考えておりますので、聞いていただければ課長のほうから答弁させていただきますが、ただ、今やっております検証業務、これ今年度補正予算で認めていただきまして、駅周辺の検証業務を今行っております。アンケート調査も行っております。そんな中で将来の方向性もその検証業務の中で見出そうかなというふうに考えております。

私的に一番やはりネックになりますのが、やはり事業化するとなると、まずあそこ都市計画道路、街路でございますので、街路事業としての採択、認可ですね、もう今の段階では、今は自由通路について、駅前広場について都計変更の手続を踏まえて進めております。ただ、南駅前線としての街路としての整備については、まだ事業認可採択に向けての動きはとっておりません。

それで、そんな中で、これからやっていかなきゃいけないことがあるございまして、それも含めてこの検証業務の中で探っていこう、見つけていこうというふうに思っておりますので、いましばらく具体的なことはちょっとご勘弁くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

それじゃ、お言葉に甘えて聞かせていただきますが、通告書を出させていただいた、あの整備に係る総面積ですね、南側どれぐらいの面積がかかわってくるのか。

それから、移転家屋及び筆数ですね、何筆の地権者がかかわってくるのか。新本町線以北になりますけれども、整備は消防署を含めどのように対応されていくのか。

そしてまた、この概算ですね、この南の開発にどれぐらいの予算を見込んでおられるのか。よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました事業に係る4点ほどの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、整備に係る総面積でございますが、この都市計画道路の概要としまして、延長がJR蟹江駅から消防署までで約380メートルございます。あと幅員が22メートルで計画をされてございます。

今の図面上からの算出ですが、駅前広場も含めると約1万1,600平米の道路事業となっております。

続いて、移転家屋及び筆数についてお答えをさせていただきます。

まず、都市計画道路区域内に存在をする家屋は、これも図面上からの算出になりますが、約25件ほど今確認はしてございます。筆数につきましては、現時点では算出ができませんので、買収予定用地としての面積ですが、約8,400平米が買収予定面積となると想定はされません。

続いて、3つ目でございますが、消防署等の今後の扱いについてですが、一般的には都市

計画道路等の事業によって整備をする場合には、その区域内の支障物件については調査を行いまして、その所有者と交渉を重ね用地買収等を行っていくこととなります。

今回、この消防署については、現計画では建物には影響がない計画でございますが、建物東側の用地のほとんどがこの都市計画道路の区域内に入るため、消防署としての機能も十分果たせるよう検討する必要があるとは今考えてございますので、南駅前線の事業着手までにはこのような課題についてもしっかりと整理をしていきたいと考えてございます。

最後に、総事業費ですが、現段階ではまだ未定でございます。これについても、今回のJR蟹江駅周辺まちづくり検証業務におきましてある程度こういう面積とか用地の支障移転の件数等も把握できておりますので、この辺を参考になるような試算をさせていただいて、この辺も事業完了後にはご報告ができると考えてございます。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、全然あれですね。32年、あの自由通路できても、南の景色というのはまだほとんど変わらないということですよ。それから、そうするとあれですね、今の新本町線と一緒にですね。長かったね、あそこもね。南の開発も第二の新本町線になりますね、これね。20年、30年、その間どうするんですか、せつかく。僕、前質問したときに、駅が先か、南の開発が先かいうたら、はっきりそれはそうですよね、やらないかんですから、町長は駅が先だと言われた。だけど、駅ができて20年も30年もああいう状況、利用できないじゃないですか。本当に今部長言われたとおり、ロータリーだってあれでは全然だめでしょう。せつかくきれいな駅つくっていただいて、今度須成祭がユネスコに登録されて、これからもまたみんなが喜んでいるよね。いい駅ができるで喜んでいるですよ。顔ですよ。駅っちゅうのはね、町の。

立派な顔だけれども、顔はきれいだけれども着とるものがという話になっちゃうじゃないですか。やはり全部そろって紳士ですよ。顔だけきれいでもしょうがないもんね。上から下まできちんとそろってやはり紳士ですばらしい町ですよ。それが20年、30年、僕が勝手に20年、30年と、それはすぐやってくれるかもしれんですけれども。そんなこと言っておったら本当に宝の持ち腐れというやつですよ。部長、そうじゃないですか。

部長もあと何年かは知らないですけれども、来年でやめられるかもしれないんですけれども、次の人たちは大変ですよ。大きな課題を残されて大変だと思うんですけれども、今あだこうだ言ってもしょうがないもんね。とりあえず、一日も早く南の開発をやっていただかんと、立派な、もうできることは決まったんですから、JRの自由通路、橋上駅、それにふさわしい南の開発、一日も早くやっていただくようお願いをさせていただきます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問8番 板倉浩幸君の1問目「税の徴収について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「税の徴収について」お伺いをしていきます。

日本経済が長く低迷する中で、国や自治体の財政が悪化し、他方で消費税の増税などの課税が強化されていることなどの影響もあり、滞納が国税、地方税ともふえております。特に、個人事業者や零細企業は大企業の価格競争で販売価格や売りに上げに転嫁することができず、納税者のために生活費にまで影響が出てきております。そのため消費税を何とか分納して納めても、地方税は払いたくても払えないため滞納してしまうのが現状でもあります。

確かに適正な税制度を維持するためには、しっかりと納税を果たしている納税者の公平性を確保する意味でも、滞納者には適正に法を適用し対応する場面もあるかもしれません。しかしながら、滞納に至る経過は人それぞれあり、滞納した人によっては災害を受けたり、事業が一時的にうまくいかなかったりといった事情があります。そうした納税者の個々の実情を考慮することなく、強権的に徴収手続を進めると納税者の生活が破綻してしまう場面もあります。そうなれば社会的に活動する納税者が減ることになり、社会的に損失ですし、それは法律が予定した状態ではないはずです。

そこで、滞納者の納税相談についてお伺いをいたします。

滞納している納税者ではなく、滞納者であると思っていませんか、お聞かせください。また、滞納整理に当たって納税者の実情に応じて対応をしているのかお答えをください。

○税務課長 鈴木孝治君

今2つご質問いただきました。滞納者は納税者ではないのかという、まず1問目でございますが、まず法律用語で言いますと、納税者とは、税を納める義務がある者を言います。そして、滞納者とは、納税者でその納付すべき税を納付期限までに納付しない者を言います。したがって、言葉の定義の上では納税者という大きいくりの中に滞納者が含まれるということになります。

もう一つ、納税者の実情に応じて対応しているかどうかということですが、滞納整理につきましては、まず納税相談から行うこととなります。納税相談の際には、原則として一括請求をさせていただきますが、相談内容によっては本人の実情を考慮し、任意の分割納付を認めております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、滞納者、納税者の中の滞納者だということなんですけれども、払いたくても払えない

納税者を今のことでいくと滞納者だと、滞納している町民を何か今のことでいくと一段下に見るかのようなまた差別しているように私は思うのですが、もう少し詳しくお答えください。

○税務課長 鈴木孝治君

滞納者という言葉で嫌な思いをされているということだと思いますけれども、特に一段下に見ているのですとか、そういうことはございません。滞納者という言葉の中に、払いたくても払えないという方も当然おみえになりますので、税金を納付期限までに納めていない方については一般的には滞納者という言葉になってしまいますので、それはご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

なかなか理解しがたいんですけれども、次の質問の滞納整理の件なんですけれども、今の答弁だと納税者の実情に応じて一応、対応していると、やっていると今答弁あったんですけれども、実際に納税相談に来て、払いたくても払えない納税者に本当にこのような、それぞれの実情に応じて対応しているのか、僕は疑ってしまうほどです。

そこで、もう一度、答弁のほうをお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

実情に応じてということですが、相談に来ていただく方につきましては、今の収入状況ですとか払えないご事情をお伺いして、それにに応じて分割納付を認めるか認めないかという判断をさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、納税者の滞納相談について伺ったわけですが、なぜ最初にお伺いしたかということ、最近、納税相談、僕のところにも立て続けに相談がありました。そこで、私も津島民主商工会の会員ですが、一緒に立ち会いもさせていただきながら相談してまいりましたが、町長宛てにこの今の津島民主商工会から要望書が出されております。この要望書がここにありますが、どのような要望だったのか少し読み上げさせていただきます。

宛て先が蟹江町長殿となっております。

要望書、津島民主商工会蟹江支部。

2016年10月14日、当会は蟹江町税務課に対し納税者の相談に耳を傾けてほしい旨申し入れを行いました。しかし、貴町職員は納税者ではなく滞納者ですよねと言い放ち、滞納者は納税者ではないかのような発言を行いました。

滞納整理に当たっては納税者の実情に応じて対応すると蟹江町も再三表明をしていますが、納税者の声に耳を傾けてという要請には、納税者ではない、滞納者だというような回答をするようでは、実際に納税者の実情に即した応接が行われているのか疑問です。

実際、この間、当会に寄せられた二人の事案は下記のとおりでした。

1、納付額の増額についてとなる文書を一齐に送っているようですが、送られた中には、西尾張地方税滞納整理機構並びに貴町が既に生活状況を把握した上で分納額を決定し、納付努力を続けている納税者にも送られてきております。納税者の実情に応じてよりも、滞納額の縮小を優先し、そのためなら多少の行き過ぎは許されるという姿勢としか考えられません。

2、分納を履行している納税者が特別に事情がある月に減額をして納税し、その実情を説明したにもかかわらず契約不履行、誓約書不履行、今回は増額するのが当然と納税資力を無視した納税を要求。

要望として、払いたくても払えない状況の中、納税相談に来ています。商売のこと、暮らしのことを十分聞いていただき、無理のない納税方法を導いてください。

2つ目、別の納税相談中にとっても要求どおりに納税できないと訴えている納税者に向かって、生活や営業の実情を聞こうともせず民商さんと一緒に来たから払わなくてもいいと思っ
ていませんかという発言がありました。

1、何より必死の思いで納税している納税者に対する侮辱でございます。

2、当たり前ですが、当会は税金を払わない趣旨で運動している団体ではありません。営業と生活を守り、税金を払うために納税猶予など納税者の権利確立を求めて運動をしている団体です。それは納税義務行政の邪魔呼ばわりして敵視をする姿勢は民商と納税者の権利自体に対する不見識と言わざるを得ません。

要望、この発言の撤回と陳謝を求めます。

このようなことで蟹江町長に要望書が津島民主商工会から出ております。

この要望書をもとに、総務部長、税務課長に申し入れが行われており、この要望書が出されたことはどのように考えているのか、また、要望についての税務行政は実現していただけるのかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のございました要望書についてお答えをさせていただきます。

要望書につきましては、貴重なご意見と受けとめており、事務の参考にさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、受けとめさせてもらおうと言われたんですけども、これあったことは事実なんですから、もう少しこのような対応でいいのか。だから、先ほど申し上げた、滞納者は納税者でなく滞納者だと、そのような頭の中にあるから、そういう言葉が出るんだと思うんです。

本当に払いたくても払えない納税者の相談に来ている中で1回で払い、2回で払い、3回で払い、1年以内じゃないと完納するような誓約書を書かせるような、そんな今の現状でご

ざいます。

今の要望書、総務部長にも要望されていると思うんですけども、総務部長、今のこの要望書をどのように考えているのか。

○総務部長 江上文啓君

私のほうからご答弁をさせていただきます。

今、税務課長が申しあげましたように、要望書につきましては、貴重なご意見と受けとめており、事務の参考にさせていただいておりますという、まさにそのとおりでございます、ただ、一つだけ申し上げたいと思いますのは、今板倉議員のおっしゃった、いろいろおっしゃったわけなんですけれども、その部分だけお聞きしますと確かに私どものやり方がどうなのかということとはわかりますが、実際には、その納税相談だとかそういった折には、その前の言葉、後の言葉、いろんないきさつの中での言葉の一つを取り上げてこういうふうに言ったじゃないかと言ってみえるように私には受け取れるんですけども、全体をほかの皆さん、議員さん方も全体の話の流れ等々をご存じではないので、そこだけおっしゃられると、そういうふうにとれるのかもわかりませんが、私としては滞納者も含めまして適切に対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、部長からも確かに、この内容ですと、こんなことばかりやっておるのかとほかの議員さんも思うんですけども、実際にここ最近、平成21年から執行率を上げようと、その辺はわかるんです。ただ、先ほどから申し上げますよう払えない今の現状、もう本当に理解しているのか、その辺が僕も全然納得ができないんです。

今の要望書、町長ということに要望書出ておりますが、この要望書について、町長わかって、話が行っているのか、その辺お願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員の税の徴収についての質問にお答えをいたしたいと思います。

今、担当、そして総務部長がお答えをいたしました。話の中身については、詳しいそのやりとりについては聞いてはおりませんが、全体の流れはこの要望書も私も見させていただきましたので、しっかり捉えさせていただきたいというふうに思っております。

確かに、現実、事実としてそういうことがあったとすれば、やはり言葉の使い方、お互いにキャッチボールというのはこれはやはり一番重要なことですので、しっかりとそれは対処してくださいということで、担当にはお願いをした経緯がございます。

ただ、滞納整理機構等々もたくさん、これ多岐にわたった要望もたしかあったような気がいたしますので、我々といたしましては納税者であります皆様方にきちんと納税の意義をわかっていたくべく説明を、これからもしっかり粘り強くやっていく必要があるんじゃない

かというアドバイスは担当にはさせていただいたというあれがございます。

平成21年度からということをおっしゃいましたが、確かに私は平成17年4月から蟹江町担当をさせていただき、そのころにここで議会で、収納率が最悪ではないかというご指摘を本当にたくさんの議員からいただきました。ちょうど滞納対策非常事態宣言というのをい出していただき、蟹江町は54市町村のうちのもう最下位に近いじゃないかという、一体全体その滞納をどう考えておるんだという本当に叱咤をいただいたのもその時期であったのでございます。

しかしながら、今、こうは言っていますけれども、払えない人にお金を払えと言った覚えは、多分ないと思います。しかしながら、払える状況になるような分納契約だとか、そんなことについてはしっかりとお話をしながらやってくださいという指示は、出させていただいたのは事実であります。

いずれにいたしましても、言葉のやりとりの中で不適切な文言があってはならないとは思っております。決してそのようなことは、これからもきちっとした、我々の中で指示に従ってくださいということは言わせていただきましたので、ぜひともまたご理解をいただきますように、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○2番 板倉浩幸君

こういう要望書、これ津島民商から出ておるんですけれども、今、本当に相談は多いです。悪質な納税者もやっぱりいると思います。そういう人には本当に法でちゃんと徴収するのも許されると思うんですけれども、今、町長の答弁の中にも払えない納税者を、実情は把握して徴収に当たってくれということなんですので、相談に来る人自体、本当に払えない人が、当初は町長にも、前にも言われましたが、悪質な人が相談に来てというのもあったんですが、今は現状違います。本当に払えない人が来ているのが現状です。

そういう意味で、今の要望書も貴重な意見ではなく、これが現実ですので、事実のことでありますので、無理のない納税方法を導いていただけますようお願いいたします。

次に移らせていただきます。

生活保護世帯への税の滞納分について、質問をさせていただきます。

生活保護世帯、生活保護者が急増しておりますが、生活保護制度を活用することは憲法第25条で定められた国民の権利であることでもあります。経済的な理由で生活に困っている人は誰でも申請でき、条件に合っていれば差別なく平等に保障を受けることができる権利であり、国が定めている最低生活費と収入の差額を現金や現物で支給され、働いていても、年金を受給していても、収入が最低生活費に比べて少ない場合に受けることができるのが生活保護制度でございます。

そこで、お伺いをいたします。生活保護世帯への税の滞納分ですが、この生活保護受給世帯はどのように税務課は把握しているのかお聞きします。

また、関係部署との照会もしているのか、また照会しているとすれば、個人情報、プライバシーの問題と関係してくると思いますが、法的根拠があるならお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました生活保護受給世帯の把握についてお答えをさせていただきます。

まず、町内の方が生活保護開始となった場合は、住民課から本人了承の上税務課へ案内してもらい、生活保護開始日以後に納期限を迎える税金について減免申請をしていただいております。

また、町外の方の場合は、本人からの聞き取りや他市町村への実態調査により判明することがあります。その場合、福祉事務所宛てに文書にて照会し、事実を確認することになります。

法的根拠は何かということですが、法的根拠は地方税法20条の11、官公署等への協力要請の規定に基づいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

把握ということで、本人の了承を得て税務課が把握するということによろしいんですね。

それでは、生活保護の受給者の認定前に課税された町税滞納分がある受給者に、催告書や督促状を送付しておられるのかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました催告書の送付についてお答えをさせていただきます。

生活保護世帯の方に対しては、原則として催告書を発送しておりません。ただし、就労意欲のある方など執行停止をしていない方については、7月及び12月の一斉催告のときにお知らせの意味を込めて送付している場合があります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

送付している場合があるということなんですか。その場合というのは、何に、どういう場合に……もう少し詳しくお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

ご本人が聞き取り調査とか納税相談のときに、まだこれから働きますとか、今、ハローワークに通っていますとかいう方につきましては、すぐに執行停止にはしておりませんので、その場で、今、幾ら残っていますよというのをお知らせいたします。

あと、ずっとまた、すぐに就職できない方もいますので、まだ残っていますよという意味を込めて発送している場合があるということでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今の答弁からの関連なんですけれども、それではこれらの生活保護世帯から自主納付という形で徴収している例はあるのか、あるとするならその法的根拠があるかどうかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました自主納付についてお答えをさせていただきます。

生活保護世帯の方で自主納付している例はございます。法的根拠ということでございますが、税金は法律上払うべきものでありますので、むしろ納付を拒否する法的根拠はないと考えております。また、例えば無職を理由として一時的に生活保護を受給している方が就職した場合、生活保護廃止となりますので、滞納していた税金については改めて請求することになります。

したがって、就労意欲のある方が生活保護受給中に自主納付をすることは、税金という債務を減少させるという点でメリットであると考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

働く意欲がある、確かにそうなんです。でも、働く場所がなかなか見つからない。それまで生活保護を受けるということなんですけれども、そうすると生活保護費自体、先ほど言った憲法25条に規定されている最低生活費です。そこから滞納している税を、生活保護前の税を支払うと最低生活費割ると思うんです。この滞納分について、滞納処分の停止と、今も滞納処分の停止となるのでは、あると思うんですよ。もう一度この点についてお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました滞納処分の停止についてお答えをさせていただきます。

生活保護受給中の方については、原則として執行停止をしております。しかし、先ほども申し上げましたが例外もございまして、働く意欲のある方で、一時的に生活保護を受給されている方につきましては、近いうちに生活保護が廃止となる見込みでありますので、すぐには執行停止をしておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

執行停止の話、今、申し上げますが、滞納処分の停止について少しお話ししたいと思います。

厚労省が大阪府からの質問に対し、生活保護を受ける前に先ほどから申しおる、これは厚労省ですので国保の関係なんですけれども、国保の滞納金があった場合の生活保護利用者について、速やかに滞納処分の停止を行うべきだと回答をしております。この厚労省の回答は国保税だけではなく、蟹江町という町税も、全てが蟹江町でも通用すると思います。

ここで、少しどんな通知か読み上げたいと思います。大阪府課長通知ということで、各市町村の国民健康保険課長に出されているものです。

生活保護世帯からの国民健康保険税の徴収について。通知。標記について、厚生労働省に照会を行ったところ、別紙の内容のとおり回答がありました。今後の保険料——蟹江町は保険税ですが——の徴収について留意の上行ってください。なお、収納対策については国保運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については従前どおり滞納処分を含めた収納対策の厳正な実施に努めてください。

質問なんですけれども、大阪府の照会に対し厚生労働省の回答ということで、質問1、生活保護制度の被保険者となるまでに賦課された保険料の滞納金について、被保険者の同意を得た上で保険税の徴収をすることは生活保護法第57条に違反するのか、違反しない場合において被保険者の同意のもと徴収することは、生活保護制度に医療保険料に関する扶助がないこと等から適切ではないと考えるのはなぜか。

厚労省の回答として、生活保護受給者であっても、滞納金を被保険者本人の意思に基づき任意で支払うことは可能ではあるが、関係部署等の連携で住民の個々の状況を踏まえ、適切に対応していただきたい。

質問2、被保護前滞納金がある被保険者に係る地方税法第15条7、第1項第2号、滞納処分の停止の要件の適用について、次のいずれかによるべきか。1、当該条項に該当するものとして、速やかに滞納処分の停止を行うべき。2、当該条項に当該する可能性があるものとして、速やかに当該被保険者の生活状況を把握した上で、同項に該当すると認められる場合には滞納処分の停止を行うべき。

回答として、1のとおり、地方税法第15条の7、第1項第2号、滞納処分の停止の要件等に当該するため、速やかに滞納処分の執行停止をするべきだと、このような回答、厚労省から大阪府に回答があったのを読み上げさせていただきました。

また、大阪府の国民健康保険料における滞納処分の停止を実施する際の要件が書かれている通知があります。ここには生活保護を受けた場合と生活困窮とが、区別して定められています。生活保護まで行かずとも生活に困窮した人を対象として、滞納処分の停止が認められる余地があるということが通知されております。

このように、生活保護を受給したら税の執行停止を行わなければならないですし、3年間生活保護を受給していれば不納欠損になるということは理解しておられますか。また、生活保護受給者は生活困窮者です。さらに、生活保護受給に当たって財産調査は必要事項です。滞納処分を支払う余裕などないと考えるのが普通です。生活保護受給者のみならず、滞納処分をすることができる財産がないとき、また生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに当たる滞納世帯に対して、全ての人が、世帯が、滞納処分の停止であると思うんですが、この点について伺いをいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今、生活保護者ですとか生活に困窮されている方についての停止のことについてご質問がございました。

執行停止をすれば、その状態が3年間続けばその税金は消滅いたします。それは認識しております。

あと、全ての生活保護受給者の方に対して執行停止をしなければならないというご質問ですけれども、執行停止の規定につきましては法律上ではできる規定で、職権で行うことになっておりますので、ご本人様との納税折衝の中ですぐにでも働くようなことをおっしゃられている方につきましては、こちらもすぐに執行停止をすることはせずに、しばらくちょっと様子を見るというふうにさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

働く意欲はあって、そうするとその間生活保護もらって、働く場所が見つかって、そのために執行停止をするんじゃないかと、それから払ってもらおうということでもいいんですね。生活保護中は、税金の滞納分はどうなるんですか。

○税務課長 鈴木孝治君

生活保護受給中につきましてはこちらから払ってくださいとか、そういうことは申しあげませんので、働けるようになりましたらまた分割納付でもいいので、払い始めてくださいというご説明をさせていただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、生活保護は、今、執行停止になる3年というのは理解しているという答弁あったんですが、生活保護、そうすると3年間受けていると、執行停止になるんじゃないか。

○税務課長 鈴木孝治君

生活保護受給して3年でなくなるのではなくて、執行停止をしてから3年ということでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

生活保護でも、執行停止にしていなくて3年間でなくなるわけじゃないということで、その理解でよろしいですか。

○税務課長 鈴木孝治君

はい。そうですね。生活保護になったからといって、全ての方を執行停止しているわけではございませんので、執行停止をしてから3年間で税金が消滅するということになります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

少しちょっと難しいのか、生活保護自体、先ほど申しあげましたように、財産調査もして、これだけ出ますということで決定するんですけども、そこから払うということは事実上無理なはずなんですよ。生活保護している間は催促しないということで答弁もらっておりますが、それでも自主納付ということで払える人は払ってほしいということで、今、話をもらったんですけども、そうすると生活保護をもらって、先ほどから言った最低生活費ですので、そこから払えというのはなかなか難しいと思うんですが、再度お伺いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

おっしゃるとおり、生活保護費というのは最低保障額ですので、そこから払うというのは難しいとは思っております。こちらから、その中から払ってほしいということは、請求しているわけではなくて、ご本人様がその税金という債務を減らしたいというご希望で、少額ではございますけれども、払ってみえる方はございます。それを、せっかく払いにみえた方を拒否するということはこちらできませんので、払われる方については納付はいただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、決してこれだけ分残っていますよ、払ってくださいと言っているわけではないということではないんですね。

○税務課長 鈴木孝治君

はい。こちらから払ってくださいということではなくて、これだけありますよということはお示しするわけですけども、ご自分のご意志で払われることにつきましては、拒否はできないという考え方でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですかね。相談に来た人も、払ってくださいと言われると伺っているんですけども、払えない、どうしようと相談に来ているんですよ。難しい、そんなことないとおっしゃるのか、ちょっとわかりませんが、どうなんですか、対応。もう一度お願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

先ほど申しあげたとおりでございますので、はい。それでよろしくお伺いいたします。

○2番 板倉浩幸君

滞納の税相談ということで、その辺はやっておりますが。そうすると、ちょっと通告にならないことで、答弁できたらいいんですけども、そうすると、生活保護前に水道料金の滞納あった場合、これってどうなっているんですかね。あと徴収しているのか、その辺答弁できた

らでいいですが、お願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

水道につきましては、生活保護者ということ自体、減免措置がございませんので、うちのほうで把握することができませんので、全然わかっておりませんので、その辺よろしくお願いいいたします。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、わかっていないということで、徴収もしていないということでいいんですか。徴収していると言っているのね。

ほかの自治体で水道料金不納欠損、生活保護になったら不納欠損している自治体もあると聞いておりますので、その辺どうなっていくのか、生活保護、やっぱり蟹江町でも下水道も来ていますし、そういうことで結構な金額になると思うんで、その辺ちょっと、要望ですけれども考えていただきたいと思います。

最後に、私も9月議会、また予算・決算でも質問している滞納整理機構について、再度お伺いをいたします。

この機構は市町村民税の滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の税務技術の向上を図るために設立され、2011年から税金の徴収及び滞納整理を行っています。当初、3年間の予定でしたが、2017年3月、来年の3月まで延長され、蟹江町もこれに参加をしております。地方税法等の徴収権限は市町村であり、滞納整理機構に法的権限はないですし、徴収は納税者の状況を踏まえて市町村が行うべきと、私も考えています。我が党、日本共産党もこの機構そのものに反対であります。蟹江町では機構が再度延長された場合、参加するのか、しないのか、再度お伺いをいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました滞納整理機構についてお答えをさせていただきます。

愛知県は滞納整理機構を3年延長するという方針とのことです。滞納整理機構の所期の目的は、収入未済額の縮減と職員の資質向上でありました。収入未済額の縮減については、過年度調定額は、これは町県民税の県税分と国保税も含んでおりますが、平成23年度には約12億円ございましたが、平成28年度には約4億円となり、約8億円減額し、3分の1まで縮減できました。

職員の資質向上につきましては、納税折衝、財産調査、差し押さえ等の技術を習得することができ、引き継ぎもできております。

収入未済額の縮減と職員の資質向上について一定の成果を確認しており、所期の目的を達成できましたので、蟹江町としては平成29年度以降は不参加の方向で考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

不参加ということ。少し、僕としても不参加ということで、滞納整理、蟹江町でやるのが本当に一番の、やっぱり住民の対応でもいいと思います。今まで税金の滞納で私も相談に乗って、実際に相談しに来て、滞納があって苦しくて相談に来ている人がほとんどですので、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、納税緩和措置を活用するべきところには活用し、納税者が相談しやすい税務行政を行うよう、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分から再開いたします。

(午前10時27分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 高阪康彦君

引き続き、板倉浩幸君の2問目「JR東効線踏切に歩道を」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

2問目として「JR東効線踏切に歩道を」と題して伺っていきます。

この質問事項につきましては、6月議会でも質問をしましたが、再度質問をさせていただきます。私の質問を日光川右岸堤防の踏切は本当に愛西市か、地図を見ても蟹江町じゃないか。蟹江川の踏切は絶対に廃止するな。共産党の提案もやったらどうなんだ、町としては。結局、踏切は拡幅は無理なの。いろんな意見を頂戴いたしました。東効線踏切に歩道を一日でも早く、安心・安全で渡れる踏切にするためにどうしたらいいのか、一緒になって考えていきたいと思う次第でございます。

さて、蟹江町も東効線踏切の開設から拡幅要望に至る経過について資料を提出し、これまでの経過を説明をしてきております。平成25年9月議会で予算化され、執行された東効線踏切拡幅概略設計の内容は現況測量を行った上で、道路構造令、関係法令との整合性を図りながら、踏切内の歩道設置や車道拡幅などの概略設計を行い、第1案から第3案までの3つの案があります。公費を使った業務ですので、この設計業務はその後どうなったのか、またJRとの協議、話し合いはどこまで進んでいるのか、あわせてお聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のほうから6月議会の東効線踏切道の概略設計の業務内容についてお話しされま

した、そのとおりでございます。

したがいまして、平成27年3月に蟹江川左岸にあります蟹江川踏切を廃止踏切として住民報告会を開催しましたが、住民の皆さんのご理解を得るには至らず進展を見ることができませんでした。

J R東海とは廃止踏切が決定すれば拡幅に向けての協議に入っただけですが、現時点においては廃止踏切が決定しないことから、同じテーブルにつくことができず、協議資料としての概略設計をJ Rに提出はしてございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

設計自体、J Rに提示はまだしていないということですね。

それでは、委託料315万円、予算化して執行され、公費を使ったんですけれども、そうすると無責任としか僕は思えません。せめて、蟹江川の左岸堤の踏切閉鎖を住民の方のご理解を得てからでもよかったんじゃないかなと、委託料自体、執行するのは。それか、住民を何とか納得できるだろうと思って委託料の執行をしたのか、この点についてお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、板倉議員のご質問は概略設計業務が早かったのではないかとというようなご質問かと思えます。

当時は、実際に蟹江川踏切につきまして住民報告会をするときには、その交通量調査など全て行いまして、町としてはこの踏切を通る人数から考えれば廃止に至ってもいいのかなということで、そうなった場合にすぐにでも、一日も早く設計業務に入らないとJ Rのほうと協議を進めることができませんので、私どもとしましてはすぐに対応できるような状況をとったことでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

すぐに対応できるように準備したということなんですけれども、実際、では町民の方、蟹江川左岸、蟹江川の踏切を利用している人から理解が得られなかったんですが、そういうことからいくと、理解が得られるのではないかと考えていたということはありませんか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

こちらの東効線踏切の歩道設置については、もう何回も議会のほうでいつになったらできるのかというご質問をいただいております。そんな中で、J Rと協議する中で、1カ所踏切を廃止すれば拡幅に応じると、ここまでJ Rが言っただけということもございまして、町としましてはやはり事故が起きる前に歩道拡幅をしたい、そういった思いで、このような形で概略設計を出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

聞いていることと、ちょっと若干違うと思うんですけども、住民の理解は得られると思ったんですかと、私聞いているんだと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

住民の理解を得るがために住民報告会をやったわけで、その時点におきまして、やはりまだまだちょっとここは廃止していただくというところもございましたし、ただ、私どもの通行量調査等でいけば、そこを利用される方よりも東効線踏切を渡られる方のほうが多いものですから、理解を得られるという説明をさせてもらって、何とか進めたいというふうに、当時、その時点では思っていました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

委託料315万円、使ったんですよ。その点、町長わかって……その辺の話、はい。

○産業建設部長 志治正弘君

私のほうから、ちょっと補足的な説明をさせてください。

今、次長が答弁したとおりでございますけれども、東効線踏切の拡幅、歩道設置ということとはかねて前から言われておりました。橋上駅とはまた別にJRと協議を進めてまいりました。

そんな中で、やっぱり早くやらなきゃいけないという中で、今までなかなか門戸が開かなかったわけです。そうして来て、経緯の中で、JRのほうから1カ所踏切を廃止すれば拡幅認めてあげますよというようなお話を、向こうから今回いただきましたので、もうこれは早く進めなければいけない、この機を逃してはいけないということで、早く事業化に向けて進みたい、進めなければいけないということになりました。

そんな中での廃止踏切という、向こうから条件を出されましたので、その廃止踏切に向けての報告会という形でさせていただきましたが、その時点ではあくまでも報告会ですので、1カ所廃止しなければいけない、こういう状況になっているということを報告させていただきました。

こういったことをやりながら、JRと速やかに協議が、協議の場に、テーブルにつけるように事前準備をしていかなきゃいけない、そういった状況にもありましたので、概略設計の委託料を議会のほうでお認めいただいて業務を発注した。それでもってJRと協議にすぐ入ろうというような準備を整える意味で、業務を進めたわけでございます。

ただ、それがまだJRと具体的な成果でもって協議に至っていないというのは事実でございますけれども、これからまた、この業務結果は必ず生きてくるものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

東効線踏切のことにつきましては、先ほど黒川議員のときにもご説明しましたし、幾多の議員の皆様が、私の在任中、平成17年からずっと質問をいただきました。

特に駅北の区画整理事業がどんどん進捗するあの状況を見ていて、ボトルネックになっているのはいかがかと、我々も駅北の地域の皆さんだけではなくて、学戸地区の皆さん、あそこを使われる皆さんから、たくさんの要望、そして陳情はいただいております。我々としては、橋上駅の話はちょっと置いておきまして、東効線踏切の件につきましては、これはもうかつてから町道でありますので、それを高架にするという、そういう平面交差をなくすから、実はあそこを仮の踏切としてあけてほしいという、そういう一筆が入っておるのもご説明を差し上げました。

今回、我々が駅北の区画整理事業、これは我々の都合ではありますけれども、南北の流通をしっかりとしたいということで、仮の踏切としてオープンをさせていただきました東効線踏切がより安全に使っていただけるような、そんな施策として拡幅をというお願いをしました。

それもJRに行ったときに、話の中で幾度となくお話をさせていただきましたが、どうも駅との関係でごちゃごちゃになってしまいますので、話を一つ分けさせていただいたのも事実であります。

それで、今回アンケートをとらせていただき、蟹江川の左岸堤、そして八ヶ島踏切、これも含めて、皆さんに利用者のチェックもさせていただきましたが、明らかに左岸堤のほうが少ない、少ないということがわかったんでありますが、我々としてはそこを使われる方もあるという強い要望がありましたので、まずは設計委託料300万円余、皆様にお認めをいただきましたが、先ほど部長が申し上げましたとおり、決して無駄になっていることはございません。

そしてもう一つ、皆様方にお話をさせていただいたのは、東効線踏切を南北の動線として、あま市との関係もございまして、県道に昇格をするべく、我々としては県道を町道に降格をし、それで町道を県道に昇格をするという、そういう申請をもうここ2年、しっかりとやらせていただいております。

まだまだ結論は出ませんが、我々としてはいろんな可能性を探りながら、一日も早く安心・安全で渡れる踏切、そしてあそこのボトルネックの解消に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひともご理解をいただければというふうに思っております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

今、町長から聞いたんですけれども、委託料、生きてくる、絶対に。拡幅に向けて全力で頑張っていくということなんで、それは我々議員もみんな思っていることで、町民自体も、

一日でも早く安心して渡れる踏切にしてほしいということです。

そこで、今、なかなか、じゃ、今現在どこまで進んでいるか、協議がなかなか進んでいないのが現状だと思います。そこで、それでは今後どのようにしていくのか、伺っていきたいと思います。

国土交通省が全踏切を対象に踏切交通実態総合点検を実施し、緊急対策踏切を1,960カ所抽出し、その中で愛知県内89カ所あり、あかすの踏切12、自動車、先ほども話が出たボトルネック67カ所、歩行者ボトルネック13、歩道橋は6、通学路対策6、事故多発1カ所の89カ所でございます。これらの踏切について道路管理者と鉄道事業者が連携をし、踏切の緒元、対策状況、事故発生状況等の客観的データに基づき、踏切安全通行カルテが作成されています。

このカルテには踏切道名から道路管理者名、鉄道事業者名、地図、写真、緒元、構造等、緊急対策踏切の区分や基準算定データ、事故発生状況、対策実施状況、今後の対策方針、対策推進上の課題が書かれております。東効線踏切はこの緊急対策の区分でも自動車ボトルネック、歩道狭隘になっており、狭隘は歩道がない、歩道が狭いということになっております。このカルテで東効線踏切、歩道がないこともよくわかります。

そこに書かれている、今後の対策方針としてあります。それを、少しお示しをいたします。

今後の対策方針、対策推進上の課題。当該踏切は、都市計画決定された立体交差道路が整備されるまでの、先ほど町長も言った暫定踏切で設けられた経緯があり、鉄道事業者としては、自動車ボトルネック踏切の抜本的対策として、当初の契約どおり立体交差化を必要と考えている。また、側溝対策として歩道設置を行う場合は、立体交差化までの暫定踏切という経緯もあり、統廃合により進めていくことをこれまで町として確認をしてきた。以上の状況を踏まえ、道路管理者との協議を継続していきたいと考えている。

道路管理者としては早期の立体交差は困難な状況であり、即効対策として危険な踏切を解消するために踏切幅及び歩道設置に向け、地元と踏切の統廃合について調整を図ってきたが理解を得ることは困難な状況である。以上の状況を踏まえ、鉄道事業者との協議を継続していきたいと考えているという、通行安全カルテにも今までの経過も書かれております。

そのようなことで、歩道橋、先ほど、東効線踏切、歩道狭隘踏切にもなっている。この踏切、愛知県内に6カ所あり、その中でも東効線踏切は県でも危険な踏切と認識をしております。

そこで、28年3月に法改正され、第3条で今後5年間、平成32年までに基準に適合する改善を行うことに法改正をされております。何が大きく変わったのか。危険な踏切や渋滞の原因となる踏切について改良方法が、これは国土交通省の閣議決定の文書なんですけれども、改良の方法が合意されていなくとも指定する仕組みに改正し、地域の声を取り込みながら当面の対策、踏切周辺対策など幅広い手法も活用し、対策を促進するとともに、道路の安全確

保や利便性の向上のための道路協議団体が道路協力団体制度を創設することが閣議決定されましたということで、国土交通省がホームページでも出しております。

今までの法律では、鉄道事業者と道路管理者が改良の方法について合意した踏切道でなければ、改良すべき踏切道として指定できないというのが実態となって、これらの改良の方法が限定され、多様な対策を取り込みづらいという課題がありました。今回この法改正された中で大きく変わったのが、改良すべき踏切道の指定期限を5年間延長。

ここで注目したいのが、課題のある踏切は鉄道事業者及び道路管理者で改良の方法が合意できていなくても国土交通大臣が指定をし、期限を定めた対策を促進、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた踏切対策を検討するための協議会制度の創設とあります。今申し上げましたように5年間延長され、課題ある踏切は鉄道事業者と道路管理者で改良の方法が合意できていなくても、国土交通大臣が指定をし、期限を定めた対策をすると、一部の改正でございます。

この視点についてもう少し後でも質問しますが、まず私が6月議会に、我が党が提案しました打開策についてですが、知事を通じて国土交通大臣に申し出ることは考えてもらえたのでしょうか。お聞かせをお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

愛知県を通じて法指定をということで、再度ご質問かと思えます。

愛知県が国土交通省に対して法指定の手続を行う踏切は、各自治体と鉄道事業者がその改良方法について合意している踏切道に限られております。現時点では東効線踏切は改良方法までも進んでいないことから、愛知県を通じて法指定申請はできませんでした。

したがって、先ほど議員が言われましたとおり、今般の改正のとおり改良すべき踏切道の法指定を5年間延長されましたので、課題のある踏切道につきましては、町とJRとの間で改良方法が今後は合意されていなくても、国土交通大臣が改良すべき踏切道として指定を行うこととなりますので、このカルテにもあります東効線踏切を早期に法指定いただき、JRと協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

国土交通大臣が指定をするということなんですけれども、今、私が提案した打開策等、前回6月議会でも言いましたが、この今回の法改正で、この法がなくなったわけじゃありません。私もこの踏切道改良促進法の改正で規定の第3条の2項で、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に在する踏切道であって、前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち平成28年度以降の5カ年において、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることがある。この第3条の2項を私は提案したんです。

この、今の答弁ですと、この法がなくなったかのようなことをどうしても私は感じてしまうんですが、再度、ちょっとありましたら。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、板倉議員が言われましたとおり、この法は生きてございます。

ただし、先ほども言いましたとおり、鉄道事業者と道路管理者が、どのように改良方法を見出していくかということが前向きなところまで出ていけば、愛知県知事も国のほうに大臣指定の申請を上げていただきますが、蟹江町さんとしては今現在JRさんと協議する中でその改良方法が見出せていないなら、先に見出してから申請を出してほしいということを前に確認したときに言われておりますので、県を通じた申請はやってございません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

私も県の道路管理者、県の建設部道路維持課、その方ともちょっと話をしてきました。一歩でもやっぱり前進させようと思って県に直接お邪魔して、道路の維持課の方とも話をしてきました。

そのときでも、国交省からの、先ほどの大臣から指定を受けるのが一番早い踏切道の改良だと思えますと、県も言っておられます。そこで、私も聞いたんですけども、じゃ、今の知事の届け出制度の、申し出る制度を今まで県自体やったことがあるのかということには、やったことはない、そうおっしゃっております。

話している中で、じゃ、今の知事、やる気があったの、なかったのということに対して、やっぱりやる気がなかったと私も思ったんですけども、そこで県は踏切道改良促進法、先ほど申した第2項なんですけれども、第3条の2項についてはこんなことを言っておりました。リストに挙がっていない緊急対策踏切に、まだ指定されていない場合に行われる法ですと言っており、それだったら国土交通大臣にいつ指定されるのかということでは、いつかはわかりません。何か方法はありますかねと言っても、どうでしょう、今のところないですかねと言っておられます。

こういうことで、蟹江町として、今の町としてこの点について、県との交渉の段階の中で何かありましたら、お聞かせをください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど板倉議員の説明の中に、踏切安全通行カルテというお話が出ました。これについてちょっと簡単に説明をさせていただきます。

このカルテは、国土交通省中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、愛知県公安委員会、市町村、そして路線を有する鉄道事業者で構成されました中部地区踏切道調整連絡会議におきまして、道路と鉄道が交差している踏切道の諸問題につきまして円滑な調整を図ることを目的に、踏切道の安全対策のため作成されたもので、つくられたものでございます。

この中部地区踏切道調整連絡会議は毎年定期的開催されておりまして、この会議におきましては東効線踏切の現状と危険性を訴え、早期に危険な踏切を解消したい旨をお願いしているところでございます。先ほど答弁しましたとおり、踏切なしで拡幅を進めるには非常に困難な状況でありますので、踏切道改良促進法による法指定されますよう、中部地区踏切道調整連絡会議を通じまして粘り強く要望してまいりますので、ご理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

指定されるよう粘り強く交渉するということですが、今回の法改正でもう一つ改正されたのが、地方道路改良協議会というのが創設されております。

この中に、第6条なんですけれども、地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関して必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会という組織をすることができる。協議会には次に挙げる者をもって構成する。1、地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者、2、踏切道の所在地をその区域に含む都道府県知事、3、踏切道の所在地を管轄する地方整備局長、4、踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長、ほかに必要があると認めるときには次に掲げる者を構成員として加えることができるとして、関係市町村長、道路協力団体、その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要として認める者。

この協議会なんですけれども、これというのは大臣から指定を受けるとこの協議会が設立されるのか、わかりましたらお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、板倉議員が言われたのが、今、中部地区踏切道調整連絡会議がこれになってございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと答弁がわかりづらいんですけど、今のままだとこの協議会というのは別に設立されるわけじゃないということで……。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

こちらにつきまして、今、先ほど板倉議員が言われた踏切道の改良計画ということでございますが、この改良計画でもって動くには、これはもちろん中部地区ですので、愛知県は愛知県、三重県は三重県と、岐阜県と集まって、中部地区というようなくりの中で踏切道の調整会議をつくってございますので、この今回の法指定がどうのこうのではなくて、今後、こういう進めていくに当たっては、大臣指定をされるのはいいけれどもそれを今度もんでいくところ、会議、そのための会議がこの調整連絡会議になりますので、ただ、今、議員

の言われます、法指定を受けるからつくるという意味ではございません。もともと改良していくにはどうしていったらいいかという中でこれは計画されて、会議がつくられたものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

これだと、国、また県、町、鉄道業者JR、蟹江町も構成員となると思います。そこで、一つ聞きたいんですけども、じゃ、今の拡幅に至るのに歩道をと、僕も聞いているんですけども、大臣からの指定を受けるのが一番早いと県も言っているのが事実だと思いますが、蟹江町自体、それではこの件が大臣から指定を受けるように、どのようにしていくのか、今のところ考えている方法というのか、何か考えがありましたらお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど議員が質問されるときにご説明させていただいているとおり、大臣指定は県の言うとおり、今、待っている状況でございます。

ただし、うちとしては、毎年開かれております中部地区の踏切道の調整連絡会議においては必要性を訴えていきまして、一年でも早く法指定をかけていただくように今お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

6月議会で質問したときに、この大臣の指定受けるという話、少しさせてもらいましたが、そのときに町長も直接国交省にお願いして、指定を受けるのが一番早いと町長も申しておるんですけども、町長、何か国交省に行ってお願ひしたり要望したりしていることはあるんですか。

○町長 横江淳一君

6月の時点で、これ、危険な踏切ということで、この話は6月議会で話をさせていただきました。

それ以後、特にこれに特化してお願いに行ったということはございませんが、話の中で政務次官さんと、こんなことがありますよということの話をしただけでありますので、正式に文書でもって、今、実はうちのほうの事務方がしっかりやっておりますので、カンフル剤になるようなものがあれば、当然、我々も直接行って要望することはありますけれども、この件については、さきの県道の問題だとかいろいろな問題が含まれておると同時に、廃止踏切の問題等々が解決したわけじゃございませんので、根本的にそっちの問題も、またこれから出てきますので、我々としては要望書の中身等とも含めて、これから検討していかないかんというふうには思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

廃止踏切の話、先ほど、きのうでしたか飯田議員へので、今須成線の開通で踏切閉鎖になってしまうということもありましたが、東郊線踏切、本当に危険な踏切なんですけれども、そこで少し、じゃ今の現状、わざわざ今回の法指定で指定されて拡幅だと、前後の道路もなぶりながら踏切道を東に広げるかな、そのような案になっておりますが、今現状ちょっと写真、本当に当初から共産党議員も一生懸命測量、交通量の測定をし、町も一生懸命やってきて、いまだに拡幅ができていないと、道路の歩道ができていないのが状況でございます。

1つ聞きたいんですけれども、これ、東郊線踏切なんです。前後に歩道まで石がありまして、前後のところに歩道があり、踏切道のところだけ遮断するかのように歩道がなくなっております。こういうことで、実際にわざわざ踏切なくならなくても歩道できるんじゃないか、住民の方も思っていると思います。僕から見ても、この何ていうんですか、アングルというのかと踏切遮断機のところについているアングル、また、この縁石なんですけれども、これをとっちゃえば歩道できると思うんです。実際に、これ近鉄の蟹江駅の富吉。

富吉第6号踏切かな。

近鉄の西にあるんです。これだと本当に真つすぐ、別に邪魔しているわけじゃない踏切になっているんですけれども。こんなことを当初から、この踏切になっちゃっているんですけれども、これの撤去にまた、わざわざ車道も歩道をなくすような踏切なんですけれども、これについては実際にJR、何でだめと言っているのかよくわかりませんが、その点について伺いをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、板倉議員が写真も撮ってきていただいて、現地を見てこのような状況だということでございます。

私どももJRのほうと協議をしていく中で、やはり、一番手っ取り早くやれる方法ということでそういったお話もさせていただきました。ただし、JRの言い分といたしましては、現状の踏切幅の中での改良、整備を行うことは、根本的な安全対策への解決策ではございませんので検討する必要があり、今度も協議を進めていくために、今度の概略設計を使って、今後どうしていくかということを検討するというふうになってございます。

確かに、その部分ができそうな気はするんですが、実際それができたときには、それよりちょっと西側に分岐器というものがございまして、踏切法でいきますと、そこから5メートル離さないといけないというようなこともございまして、今2.9メートルのところは今、歩道部分がきてございます。したがって、そこを改良するということは認めないということでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

改良しない、改良っていうとどっちですか。こっちが駅のほうの今言っていた5.5メートルということですよ。別に、そうすると、わざわざ踏切なぶらなくてとるだけで、別に5.5メートルとかそんなこと関係ないんじゃないですか、どうですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それは道路管理者としましても、実質きちっと縁石がないと、人が歩かれるときに、その車がそちらから中に踏切内に入っていかないように、それはしてあるものでございますから、それを取っ払うというようなことはできない状況になってございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

車が脱輪するとかそういうことを言っている。

じゃ、ないところがほとんどなんです、縁石。縁石のないところがほとんどで、どうして東郊線の踏切だけ縁石があるんですか、おかしくないですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ちょうど今、言っていただきました踏切、東郊線踏切の南側が、ちょうどそこについては歩道ができています。その部分から北へヨシヅヤの方向へ行こうとすると、やはり、今それが真っすぐな状況につくっていないものですから、下に落ちる可能性がありますので、そういった意味で縁石ができていますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

それ言い出すと、どこの踏切でも落ちちゃう。今の答弁、聞いていても本当に納得いきません。どうしてですかね。

これを言っても、JRが許さないとかなっちゃうと思うんですけども、そういうことでずっと出ている橋上駅の話はオーケーするけれども、踏切幅はだめです。もうほとんどJRの言いなりになっちゃっているような今の町。

本当にこうやって危ない、じゃ事実上、今死亡事故ありません。じゃ、実際に事故が起きた場合、言われるのは蟹江町ですよ。死亡事故ってJRも言われるかもしれないけれども、最終的に町が死亡事故を、踏切幅しなかったから事故が起きちゃったんだ、そう言われると思うんです。

そういうことでJRの本当、言いなりというのか、先ほど黒川さんも質問であったお金だけ出してJRが儲ける、今のJRのやり方なんですけれども。これについて後ろからいろいろ。

やはり、それこそ引きかえに駅、橋上化してあげるんだから、そこ幅幅してくださいよと言ってもいいと思うんです。その点、何か町長ありましたら。

○町長 横江淳一君

本当にたくさんのご意見をいただきまして、ごもっともだともうこともございます、私自身も。

一日も早く危険な踏切を解消したいというのは一緒でございますので、本当に月並みの挨拶になると思いますけれども、JRと粘り強く、そして、国土交通省との話し合いも含めてでありますけれども、県当局にもお願いをして、一日も早く安価で、なおかつ安心・安全な踏切ができるように、我々もやってまいりたいというように思っておりますので、今現在ではこの答えしか、すみません、持ち合わせておりません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、この縁石をなくせという話、これ以上やってもちょっと、それは担当部も大変だ、なかなか答弁できないと思うんですけども、じゃ、ちょっと通告していないんですけども、先ほどもした踏切安全通行カルテに、自動車ボトルネック、歩道狭隘踏切の2つが緊急対策区分になっております。

国土交通大臣に指定をされると、この自動車ボトルネックも対策しなければなりません。歩道狭隘部分だけ対策するだけではいけません。県も、この自動車ボトルネックがどうしてもネックになっておりますと。立体踏切にするにも、なかなか住民の合意ができないとできないとかいろいろ言っておりますが、この点について、実際に自動車ボトルネックも改良の一つということで改良しなければなりません、この点について何かありましたら。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

もし、これ大臣のほうから指定していただくということになりますと、やはり改良方法をどうしていくのかということ考えていかないかということになります。

そんな中で、道路管理者と鉄道事業者が、その改良方法をどうしていくかという検討をしていく中で、当面の対策をどうしていくのか。先ほど言われましたとおり、本当にうちの概略設計でやったものでいけるのかどうか。そういった中身の中に入れていけますので、そんな中で今度ボトルネック部分をどうするのかといったことも含めて、中部地区の踏切道の調整連絡会議を通じまして、関係者が一堂に会して検討していくことになろうかと思ひます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

次回、今年度か来年度かわかりませんが、指定もらって踏切の拡幅、一日でも早くできることは、町も私もほかの議員、町民も大事であることも確認できましたので、住民運動も起こして直接国交省にお願いしたり要請したりなんかして、一日でも早い安心して渡れる東郊線踏切に、私も頑張って知恵を出して、蟹江町も知恵を振り絞ってやっていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

続きまして、質問9番 中村英子君の「蟹江町も名古屋市との合併を目指すべきではないか」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ちょうど時間半端ですけれども、一応できるところまでやって、そして、1時からまた続きをさせていただければいいと思う。ちょっと時間かかるかもしれませんが裁量願います。議長も穏やかによろしく願いをいたします、よろしいですか。

まず、きょうの質問のタイトルですけれども、「蟹江町も名古屋市との合併を目指すべきではないか」ということであります。

町長も、来年3月改選時ということになりました。その時点で3期終わります。私、別に勝手に思っていたんですけれども、3期終わりますので、ここでどなたかとの交代があるのかなというふうに何となく思っていましたけれども、と言いますのは、ちょっと冷たい話かもしれませんが、首長の多選というのを嫌がるという、一般的な首長ですよ、これ横江町長のことを言っているわけではない。一般的な風潮ありますので、私は何となくそういうふうに思っておりました。

しかし、きのうの安藤議員の町長に対するすばらしい、これ以上のないお褒めの言葉。そしてまた、応援議員の盛大な拍手の中で4期目も頑張っていく、そんなようなお話がありましたので、通告書を出した時点では去就が私わかりませんでした。わかりませんでしたので、この蟹江町の将来にかかわるこんな質問をしてもどうかなというふうには思ったんですけれども、そういう意思表示もありましたので、この将来にわたる蟹江町の問題について、順次質問をしていきたいと思えます。

最近になりまして、北名古屋市長が名古屋市との合併を検討していきたいという表明をされました。新聞紙上で多くの皆さんがごらんになっていたと思えます。そして、市長のみならず議員も、全員ではないかもしれませんが、その市の議員の中にも賛成がありまして、特に自民党関係の議員を中心として、積極的に合併のメリットを市民にアピールしているという行動をしているようです。北名古屋市は、ですから首長と議会が一緒になって、その方向にしていこうと、こういうことだと思います。

それでは、名古屋市側がどんな反応か、これは大事なことです。河村市長は、このことを歓迎しているということが新聞なんかで報道されています。市長の発言の中には、「結婚したいと言ってもらえるのは、名古屋市に魅力があるということなんだ」とか、「こんなうれしいことはない、はよ、結婚せないかんですよ」などと言われているということです。名古屋市議会のほうもどうかといいますが、市議会のほうは特別委員会の1つ。特別委員会がいろいろあるんですけれども、その特別委員会の1つで大都市制度・広域連携促進特別委員

会というのがあるらしいんですけども、この中で議題になっていたと、このようなことであります。

このような出来事があったんですが、従来、これまでは名古屋市に合併を申し込むと、門前払いではないかという大方の見方があったかと思うんです。みんな、「そんなこと言ったら名古屋市が断るでしょう」ということをみんなよく言うんですけども、それに反しまして、歓迎の意が市長のほうから述べられているということでもあります。

そうではありますけれども、この先、北名古屋市の合併希望がどのように推移していくのかということについては注目していかなければなりません。今回のことで、名古屋市側の門戸が開いている、扉が開いているということがわかったと思うんです。ちょっと認識を変えていかなければならないんじゃないかなと思います。

私はこれまで何回も、蟹江町は名古屋市と合併したほうが良いということをお場で申し上げてきました。合併のメリットについても説明させていただきましたし、政令指定都市というものがどんなものなのかということについても、それは全体像は言えませんけれども、本当に大きなメリットがあるんだよということをお申し上げてきたと思うんです。

そしてその都度、町長はこれに対し答弁をされましたけれども、その答弁から、何回か答弁してもらいましたが、答弁から察するに、横江町長は名古屋市と合併する気がない。横江町長自身として、その方向に向かう気がないということは私は明らかになっているかなと思います。

それで、お伺いいたしますけれども、今もそれは変わらないのか。私は今申し上げましたように、蟹江町も名古屋市との合併を目指すべきではないか、将来的にです。そういうふうには思っていますけれども、どのようにお考えになっておりますでしょうかお伺いいたします。

○政策推進室長 岡村智彦君

それでは、ご質問のほういただきました。蟹江町、将来どうあるべきかということで、合併すべきではないかというようなご質問にお答えをいたします。

○9番 中村英子君

町長に聞いていますが。

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、政策推進室のほうから町としての考えを述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

北名古屋市長が9月議会で、名古屋市との合併についてお考えを表明されたことにつきましては、報道等で承知しております。蟹江町におきましても、過去には名古屋市の合併に向けた動きもありましたが、町民の皆様の幸福につながるのであれば、合併を否定するものではないと町長は常々おっしゃっている考えでございます。

○9番 中村英子君

もう一度、言ってください。

○政策推進室長 岡村智彦君

町民の皆様の幸福につながるものであれば、町長は常々、合併を否定するものではないという考えでございます。

しかしながら、合併につきましては、自治体双方の議会、行政、住民が一体となって協議検討を進めていかなければ成就することは難しいと思っております。平成の大合併の機におきましても、数多くの自治体が対象となって合併協議会が立ち上がりましたが、破綻した自治体が多いことも事実でございます。

現時点での名古屋市と蟹江町におきましては、合併を推進する機運が醸成されているとは捉えてはおりません。今は第4次総合計画に基づいて、着実に各種の事業を進めていくことで、蟹江町をキラッと光る明るい未来に導いていくことが、町としての責務であると自覚はしております。

また、合併という手法に及ばなくとも広域連携を推進することで、名古屋市や近隣市町村と共同して事業を進めていくことができます。名古屋市自体も近隣市町村との連携を強く推進しており、圏域の中心都市として連携のようになることを明示しております。

効率的な行政運営を図るために、他自治体と連携して事業を実施することは、非常に効果が大きいというように考えておりますので、引き続き広域連携を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

すみません。今、政策推進室の考え方ではなくて、私が常々政策推進の皆さんと、そして町の皆さん、行政の皆さんとお話をしている内容の概要だと思っていただければ結構であります。

改めて名古屋市合併のことにつきまして、若干中村議員のおっしゃっていることに対して、別に私、異を唱えるつもりは全くございません。あのときもたしか、中村議員とほかの議員で名古屋市へ行ってみるときに、河村さんは「わしは大歓迎するよ」と、「町長はええと言っとるきゃ」というそういうコメントがあったのもちゃんと私、新聞切り抜きで、私は置いてございます。決して名古屋市はノーと言ったわけではございません。河村市長さんというのは、そういう心の広い方だというふうに私は思っております。まず、これが1つ。

それから、メリットがあるけれどもという話。メリットも当然、私はあると思いますし、議会でもたびたびその話はしております。しかしながら、デメリットについては、しっかりやっぱり検証していく必要があるのではないかという答弁もさせていただいたことも事実でございます。

もう一つ、中村議員ではないですが、ほかの議員さんからも、合併についてどうなんだと

いう強いご意見をいただいたことも記憶にございまして、そのときに、私自身も正確かどうか分かりませんが、多分おおむね合っていると思いますが、決して私は合併を否定するものではありません。最終目標は、蟹江町に住むこの皆さん方が、名前が変わっても未来永劫、本当によかったねというような、この地域に住む人がその結果が得られるような、それに導くのが今現在の私の職務でございます。そういうお答えをさせていただいたというように思っております。決して逃げているつもりではございません。

そして、もう一つ、やる気があるのかどうかということについては、その前に、我々蟹江町として、海部郡4市2町1村32万人の1つの考え方、それもしっかり聞いていきたい。

それから、もう一つ、名古屋市に隣接しているあま、大治、蟹江、飛島、これの連携協会をつくって、名古屋市とのそれぞれの立場がありますので、そこで今もう3年目を迎えたわけであります。

それと加えて、名古屋市に蟹江町の職員として1年間、実は今派遣をさせていただいております。その中で、名古屋市の広域行政をしっかり勉強して、いろいろな情報を我々のほうにいただき、そして我々も、今の我々のメッセージを名古屋市に伝えさせていただいているのも現状でございます。

決して我々は、議員さんに過去にご答弁を差し上げたことについてなおざりにしているつもりはございません。広域行政は、やっぱりこれから大切だと思います。最終的に町の皆様方、町民の皆様方が、そして議員の皆様方が、そちらの方向に向かわれるということでしたら、当然その方向に私はなると思っております。今現在、お答えできることはその程度にさせていただきます。また、中村議員からいろいろご質問いただければ、お答えをさせていただきます。

あと、もう一つ、効率的な運営をされる。北名古屋市の長瀬市長さんのコメントによりますと、効率的な運営ができるのがメリットなんじゃないか。そうすると、大災害があったときには小さな町では対応できない、やっぱり名古屋市がいいんだ。それも事実、私も聞いております。もう一つ、近隣の豊山町、そして清須市にも働きをかけたということもおっしゃってみえているわけであります。

私も早速それを受けまして、海部郡4市2町1村、もしくは2町1村の町村会の中で、市長にいろいろなご意見を、今では、この場ではちょっと申し上げることはできませんが、いろいろ情報をとらせていただき、今、議会がどういう状況になっているのか、そして豊山町が新たに町長さんなられましたので、どういう考えをお持ちなのか。そして、清須のほうも新たな庁舎ができました。今後の考えはどうなんだろう。そんなこともしっかりと情報を取り入れながら、中村議員のおっしゃってみえることも私は十分理解をさせていただいているつもりでございますので、答弁になったかどうか分かりませんが、今のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○9番 中村英子君

今決められている行政区域の中で物事を考えていきますと、今も町長が言いましたように、他の市町との連携だとか広域だとかそういうことをおっしゃるんですけども、私は、町のトップとして、この行政サービスがどのように自分の町民に提供できるのかというその視点で、少し物事を考えていただけたらなというふうに思うんです。

今も横江町長から、北名古屋市の市長がどういう発言をしたのかということで、ちらっと今おっしゃってもらったんですけども、ここに北名古屋市市長の発言というものをちょっとコピーしてまいりましたので少し紹介させてもらいたいんですが、この市長、長瀬市長ですけども、長いことこの方も市長していますが、私の思いとしましては、将来、北名古屋市がこれから大きく変身していく時代に8万有余、10万に不足する自治体が対応していけるのかどうか。このあたり大変危惧するところであります、まずです。

そして、限られた財源の範囲内で市民生活をつくっていく。そして、それはその大きな規模を有するところと内容を比較されるときに、非常に心苦しい1つの面が出てくるというふうに言っておりますね、心配しています。だから、もう、大きなところと行政内容は違うんだという認識のもとに、これを言っていると思うんです。

その中で、具体的に例えば災害であると。今、南海トラフ大地震、この災害に対して大丈夫かと誰もが心配して危機感を高めておりますと。私はというのは、この長瀬市長ですけども、かつて東海豪雨に直面し対処させていただきました。そのときに、被災された市民の方々、北名古屋市の方々、名古屋市がここまでやってくれる。なぜ、当地はやってくれないんだと、こういう市民の声が聞こえてきたと。いわゆる財政規模の違いがある。私としては救済したいと、市民を援助したい。しかし、小さな町ではそれに要する人材が、絶対数がないんだと。そこに名古屋市との大きな格差を感じ、唇をかみしめて市民の方々のお声に対応しなければならなかったと。あの惨めな自分自身の思いというものが今も記憶に新しいと。こういったきめ細かい、また期待された救済が十分できなかった自分としては、この悔しさを今も感じていると。

それで、やっぱり、ちょっと割愛させていただくところもありますけれども、大規模な行政体であるメリット、これは私は大切に考える一面があると。将来を踏まえて必然ではないかと考えていると。こういうみずからの経験に基づいて、市民を守るためにはどの環境が一番いいかということ、市長としての責任、立場においておっしゃっているわけです。スケールメリットが最もあるという一つの代表されるテーマだと。この効果的な展開される施策が、展開や効果的な行政サービスの提供、基盤整備、財政基盤の強化など、小さな自治体ではなし得ないまちづくりが可能になると、このように述べておられて、自分が実際に市政を経験して、市民にやれること、そのことが今のままの状態では無理なんだと。そのことを経験して、体験して、そして、これは市民生活のためには名古屋市とのことを検討して

いく必要があるという、町のトップとしての姿勢を明確にされているわけです。

そこで初めて周りもそのような市長の経験を踏まえながら、周りの皆さんも、じゃ、そういうふうに議員もですけれども、していったらどうかというふうに発展してきたのではないかなと思うんです。

こういった市長の発言、みずからの町にこうしたほうが良いというそういった発言、この中身、私は非常に共感するところがある。もっともなんです、これ、おっしゃっていること、本当にもっともだなと。守りたくても守れないし、名古屋市というのは本当に救援を、名古屋市だって完璧ではないと思います。完璧ではないと思いますけれども、余りにもその格差を感じたときに、私としてはそういう方向を探っていくことが良いと。

蟹江町なんか特にゼロメートル地帯ですよ。向こうは別にゼロメートル地帯ではないと思うんですけれども北名古屋市は。よくわかりませんが、そうではないではないかと思うんです。蟹江町は、災害に最も弱いとされている全町がゼロメートル地帯なんです。だから、そういうことを考えたときに、私は非常にこれは共感するところがあるというふうに思いますけれども、町長、感想があったら伺いたしたいと思います。

○町長 横江淳一君

中村さんのおっしゃること、もっともだと思います。

僕は長瀬市長さんから直接お話を聞いたことはございませんが、東海大豪雨のときには本当に我々救われた気持ちになりました。もしも、あの状態が海部郡地域に来ておったら、とんでもないことになっておったなど。

でも、同じようなことが名古屋市の一部でもあったわけでありまして、実際、伊勢湾台風の教訓を考えたときに、今、蟹江町だけがゼロメートル以下の地帯ではなくて海部郡、稲沢まで入ったこの広いこの海部地域が全てゼロメートル地域でありますので、そういう問題を共有しているというように私は日ごろ思っております。

長瀬市長の考えられたことはもっともでありましたし、実際、町民、市民を守るために市長が発したメッセージというのは重いものだというふうに私自身は思っております。

一方、蟹江町の中で、じゃ、蟹江町の行政が、災害対策が、僕は十分ではないかも知れませんが、精いっぱい今ここまでやってきている。しかしながら、大きな災害に本当に対応できるのかということの皆さんのご指摘もあるのも事実でございます。できるだけ地域の皆さんと協力をしながら、同じ境遇の町が隣り合わせになっているわけでありまして、当然、名古屋市とて、港区、南区は蟹江町と全く変わらない状況。もう一つ言うと、樋門もできていない川の強度の問題もありまして、僕も名古屋市に友達が何人かおりますけれども、そのあれは一緒だと思っております。ある意味、相互協力をしながら蟹江町ができることを、そして、相互に応援協定を結んでおりますので、それは今の時点では乗り切ることができるのかなと。

しかしながら、未曾有の大災害があったときには、今、我々では想像できない大きなことが起きるとは思っております。が、しかし、それをやることによって、北名古屋市の市長さんがおっしゃったこと。8万人の我々と比べると2倍強の、しかも10年前に合併をされて、きちっとした市政をつくられたその方がおっしゃいますので、重みは僕は十分あるというように考えております。

しかしながら、今後、どのくらいの将来を見据えてみえるかわかりませんが、町民の皆さん、議会の皆様がそれに向かって協議をされることについては、これは我々もしっかりとそれを見ていきたいなと思っておる次第であります。

○9番 中村英子君

蟹江町と名古屋市の南部の地形が一緒で、境遇が一緒であるしということはもちろんそうなんです。

今、私、言っていることは、復旧力の差ということ言っているんです。復旧力の差、このことが長瀬市長も、非常に名古屋市はこんなにも、そういう、ああいうやり方でこんなにも。大体職員の数から違いますので、南部がそういうふうになったときに、全職員が、職員の数からしても全く違うわけですから、その復旧力の差が、もう本当に違うんだよと。境遇は一緒ですよ、どこでも災害は起こるときは起こるんです。

ですけれども、その復旧力の差が違うということは、その後の町民生活、市民生活に大きな影響を及ぼして、それが短期で済むか、また長期で済むのか、非常に考えなければいけない状況になるわけですから、その復旧力の差に大きなことがあるんだと。そして、長瀬市長は、自分をもっとやってやりたかったけれども私はできなかつたと。やっぱりこれは、この大きな名古屋市にはかなわないと、そういうことをおっしゃっていますので、だから、境遇が一緒だって当たり前ですよ。境遇一緒なんです、全部これ。災害はどこにでも起こるので当たり前なので、そのとき町民にどういうことを、何がしてやれるかということを考えていかなければいけないと、その部分の焦点が、ポイントがあるんじゃないかということ、まず申し上げます。

それで、次は、じゃ財政の面から通常の財政の面。今は災害のことを言いましたけれども、通常の財政の面からも、合併というものは求められるんじゃないかということ、ちょっと見てみますが、蟹江町の一般会計です。約100億円と言ってもいいと思います、歳出で。予算ではそれだけ組めませんが、約100億円というふうにお考えおきましようか。

それで、その中身ですけれども、歳出の中身ですが、95%というものが、大体支払いが決まっている経費、固定費と言ってもいいぐらいの性格なものです。実績報告書にもあります。基金と義務的経費、それから投資的経費、その他の経費、いろいろあるんですけれども、これはもう決まり切ったお金ですから、そのまま誰がトップであれ、何しようが、これはもう出ていくお金、95%というものは出ていってしまう。

残りの5%を、一応これは会計上、投資的経費というふうに言っておりますけれども、投資的経費といいましても、耐震工事をするだとか道路をやるだとか、そういう本当に必要なことに必要にかけられるお金というふうな感じで使われておりますから、一部希望の丘とか、一部ちょっと建設的なこともかけておりますから、ほとんど98%、99%はもう義務的経費と言っても私は言い過ぎではないんじゃないかなと、町の財政です。そういうふうに捉えております。この5%というのは過去3年間の平均でありますけれども、大体そのようなことになっております。この95%の中には、5%前後が公債費比率の中で占めておると、そういう財政構造になっていると思うんです。

これが28年度、今年度までのことですが、が、町長はここに来まして、幾つかの大型事業というものを提案しております。これは、今も話題になりましたけれども、JR蟹江駅の駅舎整備などの事業費が約30億円を初めといたしまして、多世代交流施設やら近鉄蟹江駅のこともありますし小学校のエアコンなどもありました。これらの本当に大きな事業費をここで入れてきました。

この入れてきた中には、当然起債というものがありますので、借金を一部して、これを長期にわたって支払っていかうと、こういうことなんです、17億円というこのJRの蟹江駅の駅舎整備などは、26年間かかってこれを払っていかうと。これだけ長く払えば、負担がないというふうに思われるかもしれないけれども、17億円を26年間かかって、もう駅舎が古くなったくらいに終わるのかなと思うんですけれども、そんなようなことで起債をやっております。

今回、町のほうで、総務民生常任委員会に資料を提出いたしまして、その資料ですが、3年間の大型事業と起債償還表というものを、総務民生常任委員会のほうに提出をいたしました。それを提出いただいて見てみますと、37年から償還率は10%を超えますと。37年というのは10年先のことで、10年先だから10%は超えますよというふうに書かれております、その後12%になりますよと。金額としてはどれぐらいなんだということになりますと、それは13億円から14億円だというふうに書かれております。

これは実際に今事業をして返還しなければいけないのに、毎年7億円の起債をプラスしてもいいというような書き方がありますので、ほかの事業も予定されているのかなということですが、今回、町のほうは公共施設や学校、ほとんど70年だか80年代につくられて、そして、これは一斉にこれの更新時期を迎えてくると。その費用の計画というものを立てなければいけないというような説明もしてもらっています。

そのような費用も従来どおりの償還の仕方ですべていけるのか、それはある程度の金額がかかるのか。そして、その金額は、ここに織り込み済みなのかどうかということについては、ちょっと私はよくわかりません。織り込まれているのか織り込み済みじゃないのか、ちょっとわかりませんが、そういうお話もあったということなんです、さらに蟹江町は、

今も一般質問の中でありましたように、今後予定されるであろう区画整理事業、あるいはまた、今も東郊線踏切もありましたし、今須成線に至りましては新人の方の質問ありましたが、私ももう24年前に、もっと前ですね、61年だから。佐藤篤松さんが一番最初に町長になった所信表明の中に、今須成線は高架化事業を早期実現しますと、所信表明に書かれていたんです。蟹江町の早期って何年だ、24年か、25年か、もっと先か、30年なのか。そういうような状況で、私が言いたいことは、課題というもの、お金のかかる課題というものが、ここに山積をしているんだよと。

だから今、出された予定どおりにはそれはいかないかもしれないんですけども、そのことをちょっと申し上げて、じゃ反面、人口と高齢化率がどうなっていくのかといえば、非常に残念なことですけどもこれは減少していくと、そして税収はふえていかないと、非常に縮小社会になっていくと。蟹江町も2040年には3万人になって、高齢化率の集計は35%であるよと、そういうようなことを推計として出されているわけですから、じゃ、どうなっていくのか。税収は減っていく、そして起債は10何%ふえていく、一般会計の規模は変わらない。これって蟹江町のはどういうふうな状況を予想したらいいのか、大変に厳しい将来ではないかと思うんです。

ですから、こういう中で私たちが十分な行政サービスができないので、政令市である指定都市として、将来です、わたって、これは合併を目指していくことがいいのではないかと、こういうことを考えるんですけども、そこについて所見があればお伺いしたいと。

○議長 高阪康彦君

答弁は、お昼の休憩後にしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時57分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

中村英子君の質問に対する答弁から始めます。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のありました全員協議会の蟹江町公共施設等総合管理計画についての報告で、町の財政事情が非常に厳しいものになってくるというご質問のところの答えをさせていただきます。

先日、全員協議会で概要説明をいたしました蟹江町公共施設等総合管理計画は、これから将来、公共施設等の適正な維持・管理を計画的に行うための基本的な方向性をお示したも

のでございます。

ご指摘のように、この計画の中でお示ししました将来の更新費用の推計という欄がございましたけれども、これから予測いたしますと非常に厳しい財政状況になりますが、公共施設等の安全性を確保するためには施設の改修は必要不可欠でございます。確かに、投資的経費は大きく抑制され大変厳しい財政運営となりますが、投資的経費が全くなくなり、単に町を維持するための経費のみとなるわけではございません。

また、議員ご指摘のようにエンゲル係数が高過ぎるとのご指摘でございますけれども、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられます経常収支比率は、蟹江町が82.8%、愛知県の市町村の平均値が87.6%でございます。これはいずれも直近の27年度決算ベースでございます。

この比率が低いほど、臨時の財政需要に対する余裕が大きくなり、弾力的な財政運営がされている財政構造と分析できます。ちなみに、名古屋市の経常収支比率、これも27年度ベースでございますけれども、名古屋市の経常収支比率につきましては97.5%でございます。

したがって、財政的には、蟹江町は名古屋市より柔軟性のある財政運営をしているものと判断できることから、財政面で必ずしも名古屋市と比較して劣るものではないと、このように考えております。

大都市と異なる蟹江町にとって最も重要なことは、財政規模は小さくても、きめ細やかな住民サービスを身近で多く提供していくことが大変重要であると考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

別に、それを答弁いただかなくてもよかったものですが、今、資料に書かれている数字で今、言っていたので、ちょっと言っても仕方ないのかなと思うんですけれども、規模が小さくて劣らないという話、小さくても劣らないという話ですけれども、だったらどうして名古屋市と同じレベルの行政サービスができないんですか。

大きさが違うでしょう、大きさが。そのことが、何でそれに劣らず自分たちの町がよくやれるって言うんだったら、それは復旧のときも名古屋市に負けない復旧力があり、そして、劣らなければ、同レベルの行政サービスってやれているんですか、現在。そうじゃないでしょう。

ですけれども、ここちょっと今、突っ込むあれじゃないので、それはわかりましたので、また将来に関しても非常に、将来ですよ、今のことじゃない。10億円も14億円も毎年返して、税収のほうが少ないと規模が小さかったら、どこかにそれはしわ寄せが行くというのは当たり前前の単純な数字じゃないでしょうか。私はそのことを言っているんで、今ちょっとそれにもう反論しません、ほかのところに移りますので。

それで、次の質問ですけれども、今、小さくてもいいというふうに課長は言いましたので、

十分できるという話ですけれども、小さな町を運営するという事は、それだけで経費も余分にかかるということなんです、経費が余分。だから、合併しなさいと国が言って平成の大合併もあったわけです。だから、小さな町というのは経費がそれだけ余分にかかってしまうと、そういうデメリットもあるわけなんです。

そこで、コストがかかる中に、特別職の人件費だとかいろいろなものが入っているわけですが、その中に町長、副町長、教育長、そういう人たち当然いるわけですが、それが年間どれぐらい必要なのかという約5,000万円、これに毎年歳出をされております。大変大きな額です。小さな町で、一般会計100億円の中で、特別職3人は5,000万円というお金が給与、手当、共済、その他全部含めてですけれども、かかっていると。

それで、そういう事情にあることを理解している首長の中には削減したり、それから、2分の1に半減したりということで、できるだけ町民や市民に還元しようということをしているところがあるんです。東京都も、あんだけのところですが、小池知事は報酬を半減すると言って1,400万ぐらいの報酬で働いている。名古屋市長は800万で、これはちょっと特殊かもしれませんが、そういったことを考えるときに、町長も4期目になるわけですが、この自分の報酬、蟹江町結構高いですよ。前にも指摘もしましたけれども1,600万ぐらいを報酬としてあるのではないかと、年間。これは退職金は別です、退職金別な話。退職金、またこれにプラスだから。だから、このことで今度の4期に向かって、少しその辺を削減していこうなり何なりというお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

唐突に給料のこと、ちょっとそんなにもらっている記憶はないんでありますけれども、そのことについてあえて反論はいたしません。

河村市長が800万円というのは、僕は余りにもちょっと逆に言うと違和感を感じます。これ第三者の目で私の主観が入りますが、東京都の小池知事の場合はいろいろな問題があったというように私は考えます。東京都のように財政力のいいところでありながら、ああいう決断をされたというのは、それなりの理由があったというように私は思っております。

当町といたしましては、特別職3人が5,000万もらっているとは僕は思いませんが、そのことについては、先ほど言いましたように言及はいたしませんけれども、給料、いわゆる審議会、報酬審議会というのがございます。そこで我々は給料を決めさせていただき、しっかりと給料に見合うだけの仕事はさせていただけるつもりであります。

よもや中村議員が、我々仕事をしていないからということをおっしゃっているわけじゃないというように思っておりますので、我々、一生懸命これからもやっています。そういうことも考えて、財政が厳しいときにはやっていかなきゃいけないときは必ず来るかもわかりません。

しかしながらその前に、さっきから言っていますように大きな行政体の中で、本当に住民

サービスが効率よくできるかどうかということは、しっかりと見きわめていかなきゃいけないと思います。顔がわかる、そして行政の動きがわかる、官民一体となることができるようなまちづくりが、どの自治体が、10万が最適なのか、15万が最適なのか、はたまた5万が最適なのかということは、これは皆さんの論理の分かれるところであります。

当蟹江町といたしましては、先ほど来、ちょっと経常収支の話をしましたけれども、決してそれで比べているわけではございませんが、「キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち」、32年まで第4次総合計画、皆さんともどもつくっていききたいなというように考えてございます。

よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

時間がないので、まだずっとかなり言いたいことがあるんですけども、ちょっと町長、5万が最適か10万が最適かという話じゃないんです。

隣、政令指定都市なんです。政令指定都市というのは違うんです、政令指定都市は。それをちょっとわからないで、5万がいいのか10万がいいのかどれが適正かという話じゃない。政令市なんですよ、そこをちょっとやっぱり認識してもらいたい。それはそれで終わります。

それで、町民は、名古屋市とどうかかわっているかということなんですけれども、通勤、通学先はどうだっていうことなんですけれども、蟹江町の町民の通勤、通学先で、名古屋市が37.8%、蟹江町が25.6%ということで名古屋が一番多いんですが、これ、22年度の国勢調査に基づくものなのでちょっと古いかもしれませんが、こういうことです。

買い物はどうかということなんですけれども、買い物に名古屋市に行っている割合というのがあって、これは食料品とか歯磨き粉だとかそういう薬だとか、そういうものは含みません。洋服だとか何だかレジャーとかそういうものなんですけれども、名古屋市に行っている割合が約60%が名古屋市で買い物をしていますよと。蟹江町では約22%ですよということになっていますので、町民が既に名古屋市と一体の生活になっているということは、ここでも言えるんじゃないでしょうか。そのことを一つ申し上げておきます。

それから、時間があつたら西尾張共和国のことは聞きますけれども、ちょっと時間の関係がありますので、もう一つですけれども、今後、名古屋市が目指す大都市制度というのがあります。

名古屋市が目指す大都市制度というものが発表されておまして、名古屋市が目指す大都市制度というのは、基本的な方向性というので二方向、2つの方向性を示しているんですけども、そのうちの1つの方向は、特別自治市の制度の創設なんです。この特別自治市というのは、政令指定都市はみんなこれを望んでおまして、全国の政令指定都市の市長は、一緒になってこれをしてほしいということを国に陳情をしております。

これはどういうことかということ、地方が行う事務を大都市に一元化してということをして、

全ての権限、それから全ての事務、地方における全ての事務をこの1つの市の中で全部一括してやると。例えば、今、県の事務もまだ残っているわけですけども、県で行われている事務とかそういうものも全部一括して、1つの名古屋市というところで処理していこうと、そういう特別自治市。こういうものを目指そうということで、2つのうちの1つの方向です。これだけではないんですけども、そういうことに取り組みをしております。

これが何でいいかということなんですけれども、やっぱりこれですと非常にスピーディーな意思決定ができますし、政策的にも積極的に我が市はこうしようということで、権限と財源の委譲を求めて、今、名古屋市もここで奮闘をしているということなんです。

余りよくわからないかもしれませんが、我が町で全てが完了するということは、とても町民にとってメリットがあるんです。県に行けだの、あっち行けだの、こっち行けだのじゃなくて、全ての我が市の中でその権限の中で、全ての市民生活が完結していけるという、そういう市民にとって大きなメリットのある制度でありまして、それを名古屋市が大都市制度というのを目指していると、そういうことも申し上げておきたいと思えます。

時間なくなりましたかね、もうちょっといいですか。だめですか。

○議長 高阪康彦君

54秒。

○9番 中村英子君

もうちょっと言いたかったんですけど、スポーツ施設ですけど、そういうものを蟹江町で名古屋市と一体になってやれないかというようなことも考えていたんですけど、ちょっと時間がないので、また次の機会にさせていただいて、以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で中村英子君の質問を終わります。

質問10番 伊藤俊一君の1問目「ユネスコ決定、須成祭の町の対応策は！」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番、伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「ユネスコ決定、須成祭の町の対応策は！」と題しまして、質問をさせていただきます。

須成祭は、牛頭天王信仰のもと、疫病退散と五穀豊穰を祈願して行われ、400年以上伝統のある須成祭が、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に、2002年に須成祭が選ばれ、蟹江町が5年をかけ調査報告書を作成されました。

国の無形民俗文化財に選ばれた理由の一つに、世の中の変化を取り入れながらも、祭りの

基本を地道に守り続けたことであります。7月の「稚児定め」から、ご神体の葎を燃やす10月の「棚下し」まで100日間にわたりさまざまな政があり、その準備が大変で、役員の方々のご苦勞ははかり知れないものがあります。

ユネスコ無形文化遺産登録と、正式に2016年12月1日午前2時ごろに決定となり、12月1日午前8時に役場の玄関にて万歳をし、くす玉を割ってお祝いをいたしました。なぜか喜びが湧いてきませんでした。なぜ喜びが湧いてこなかったのかわかりますか。ユネスコに登録されるまで、横江町長は常々、日ごろ蟹江町の祭りとして各方面でPRをしていただいていたまいりましたが、私の地元須成の議員から見ておりますと、須成区の三役、須成区長さん、敬神会長さん、保存会長さんと、蟹江町との意思疎通ができていない気がしてならないのであります。心配なんです。伝統文化を須成区の三役の方々が継承する難しさとお苦勞、そして、ユネスコ無形文化遺産登録の重みをよくよくご理解をいただきまして、これからの質問に対しご答弁をよろしくお願いをしたいと思っております。

最初に、須成祭がユネスコ無形文化遺産登録されたら、町長並びに教育長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長 石垣武雄君

ユネスコに登録された思いはということではありますが、今回、須成祭がユネスコ無形文化遺産登録ということでもありますけれども、これは、地元の方々が先人から受け継いだ伝統をしっかりと継承されてみえたということ、これが評価されたということであると思っております。

そういった面で、祭りにかかわってみえた地元の方々に敬意を表したいということも思っておりますし、心からお祝いを申し上げたいと思っております。

そしてまた、蟹江町教育委員会としましても、文化財保護事業、この継続、実施していくということ、そしてさらに、須成祭について生涯学習講座事業、こういうことと、さらにもう一つ、学校教育の中で積極的に取り上げて、次の世代へ継承をサポートしていきたいと、そんなことを思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ユネスコ無形文化遺産に登録をした、そのときの思いはどうなんだろうということがございます。

もちろん、先ほど教育長が答弁をされました、気持ちは全く同じでありますし、私は、何度も申し上げますけれども、平成17年4月に就任以来、地域のお祭り、当然私、蟹江生まれ蟹江育ちであります。うちの私の祖母の生まれがまさに御葎橋のすぐもとであったこともありまして、幼いころから須成祭を経験をしておりましたし、あの雰囲気は、ずっと体のDNAの一部になっているんじゃないかなと思っております。

また、蟹江町、文化歴史が本当に古いまちでありまして、各地区に伝統あるお祭りが今現在残っておるわけでありまして。先ほど伊藤議員おっしゃいましたように、須成祭、これはもう蟹江町を代表する祭り、たくさん代表する祭りがあるんですけども、唯一100日間かけるというソフトの部分で、文化庁さんが相当我々の提唱させていただいたことに関して感銘を受けられ、5年間という年月はかかりましたけれども、町の文化遺産、そして県の文化遺産、国の無形民俗文化財まで押し上げていただきました。本当にありがたく思っておりますし、その間、携わっていただきました須成地区の皆さん、敬神会、区会の皆さん、祭り関係者の皆さんには心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今後、祭りに認定をされたということで、蟹江町ができること、そして、民間の方としっかりできることをまずやっていきたいなど、それが何であるかということは、またいろいろご提案をいただくとお思います。ですから、蟹江町の歴史ある文化遺産として継承していく、それをしっかりとこれからも継続してやっていかなきゃいけない、新たな気持ちとしてこれからも、皆さん方のご意見をしっかりと真摯に受けとめさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○7番 伊藤俊一君

当たり前の答弁をいただいたんですけども、実際、前段で述べましたようになかなか思いが地元に通じていないということを実際危惧をしながら、この質問をさせていただいておるわけでございます。

いろいろと地元から、今も町長から提案をしていただくといいかなというようなお話もございましたけれども、なかなかそういった提案が、今まででもなかったと思います。

そこで、ユネスコの決定後に、須成区において祝い事、これに対しての町としての須成区に対しての考え方について、ちょっとお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

須成祭のユネスコ無形文化遺産登録決定に対しての、町がかかわって実施する祝賀事業についてお答えをさせていただきます。

まずは、先ほど議員がおっしゃられました、もう既に実施しましたが、決定直後の12月1日朝8時より、庁舎1階ロビーにて登録決定万歳会、くす玉割りを実施させていただきました。ちょうど議会の開会の日でもあり、議員の皆様にも多数のご参加をいただきました。ありがとうございました。

蟹江町の本格的な登録記念事業としましては、蟹江中央公民館集会室で平成29年2月12日に実施する予定で、より多くの方とこの喜びを分かち合いたいと思っております。内容は、関係者の方々の挨拶のほか、須成祭の映像紹介、鼓笛保存会による演奏、須成祭に関する講演などを計画しております。詳細につきましては、今後、地元の方々とも相談しながら進め

てまいりたいと思っております。

また、山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについての連絡協議会の6市町と愛知県が共催し、平成29年1月29日に、名古屋駅前にごさいますウインクあいちにおきまして、登録記念事業を開催する予定でございます。

これは、ユネスコ登録の祝賀式典と、5つの祭りのステージショーを中心にした内容であり、須成祭のステージとしましては、鼓笛保存会の演奏を予定をさせていただいております。以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そういったことも大事だと思いますけれども、私が質問をいたしましたのは、須成区としての祝い事、これに対して町として何かいいアドバイスがありますかと、簡単に言うとうそいうことをお尋ねしとるわけでございます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

議員のおっしゃるのは、祝賀会的なことかと思われませんが、地元のほうで祝賀会への開催機運が高まってきましたら、町のほうとしましても、お声をおかけいただければ関係者の皆様と喜びをともにしたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

じゃ、また、その節にはよろしくご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

須成祭を今後広く周知していただくには、現在、蟹江町歴史民俗資料館がございますが、1年を通して展示をしていただく施設、(仮称)須成祭伝承の館といったこと、それ以外に以前私が議会で質問をいたしました、棧敷を来年に向けて設置をされる計画があるのかお尋ねをいたします。

○生涯学習課長 伊藤保光君

須成祭を今後広く周知していくにはについて、お答えをさせていただきます。

蟹江町歴史民俗資料館におきましては、須成祭が国指定重要無形民俗文化財となったのを機に、平成24年度に特別展として須成祭及び企画展として須成祭パネル展を実施してまいりました。

これ以降、毎年須成祭の時期にパネル展を開催し、祭りの周知に努めてまいりましたが、ことしの10月末に、ユネスコ無形文化遺産の勧告が出てからは、産業文化会館ロビーに特設コーナーを設け、祭りの説明パネルとともに、無形文化遺産登録に関する速報を掲示してまいりました。さらに、平成29年1月から3月にかけて、須成祭ユネスコ無形文化遺産登録を記念する特別展を実施する予定でございます。

資料館の常設展示につきましては、町内の祭りの紹介コーナーの中で、須成祭を取り上げております。ただ、常設での須成祭のスペースを大きく確保することは難しいこともあり、

先ほど述べさせていただきましたとおり、企画展や特別展を定期的を実施することで須成祭の理解を深めていきたいと考えております。

次に、栈敷でございますが、現在、蟹江町がご招待しております愛知県知事、名古屋市長等々の来賓の方々につきましては、須成区にご無理を申し上げまして、須成公民館2階の栈敷をお借りして感謝いたしております。

来年度は、ユネスコの登録直後ということもあり、今年度より多くの来賓の方々をご招待し、須成祭を見ていただきたいと思っております。その場合には、臨時栈敷を設置する必要があると考えます。臨時栈敷設置につきましては、設置場所、設置費用、席数等々の検討課題もございます。また、活用方法としましては、観光栈敷として活用することも考えられますので、関係部局と相談し、設置に向けて検討させていただきます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

栈敷については検討するというところで、まだ決まっていないということでしょうか。

また後で質問をいたしますけれども、この間、文化の日に、寄附をいただいたということで感謝状が贈呈されました天王橋のたもとの土地の件でございますが、今私が、須成祭の伝承の館について質問をいたしましたけれども、それについては、そこを何か利用されて、観光協会そして商工会、またそういった伝承の館というようなことを兼ね備えた何かものを、来年度には無理でしょうけれども、計画があるとかないとか、その辺は全く考えていないのかどうなのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○副町長 河瀬広幸君

今、伊藤議員のほうからご質問がありました、須成祭を末永く伝承していくための表示館等を含めた質問であります。

これは、先回も一般質問をいただきまして、私のお答えとしては今回寄附していただいた土地も、有効に活用していく方法もあるのではないかなというようにお答えをしておりまして、ことしの須成祭では、寄附していただいた土地につきましては、祭り対策の土地として利用させていただいた経緯がございます。

それで、伊藤議員の質問の中の、伝承文化のための館、そういうものの建設はどうなんだという話がありました。これは、我々も寄附していただいた時点から、その土地の有効利用活用についてはさまざまな検討を加えてまいりました。その中で、総合的に判断いたしますと、文化継承の面から見ましても、それから観光PRの面からいきましても、やっぱりそういう施設は必要だというような考えを、町としては持つておるところであります。

ただ、やっぱりいろいろな財政面のことを考えますと、さまざまな検討を要する必要があると思いますので、例えば今でいう地方創生の交付金だとか、さまざまな補助金の活用制度がありますので、そのことの活用を今は検討してございますので、できるだけ近いうちにその辺の

方針のほうも示していきたいというふうを考えているところでございます。

○7番 伊藤俊一君

そういった前向きな考え方を、こういった議会の場でお話しいただきますと、せっかくご寄附いただいた方に対しても、夢を与えるというようなこともありますし、須成区としても、せっかく町長肝いりでユネスコにまで登録される祭りになりました。よかったなというようなことが今のところないんです。ぜひともそういった形あるものを、また、夢のあるものをお示しいただきますと、須成区の、今役員の皆さんが苦しんでみえる、そういったことが解消されるんじゃないかというようなことを思っておるところでございます。

次にまいりますけれども、天王橋、メーンの橋ですね。そして、御葭橋そして飾橋の欄干の塗りかえ、これは考えておられるのかどうかということを質問をするわけでございますが、特に、天王橋については今の色、あれは祭りにふさわしいとは言えない色ではないか。私が小さいときからなじんでおった色とは全く違う、朱色が頭に焼きついております。今は、ちょっと黄土色というんか、黄色がかったような色であります。そういったことが、なぜああいった色になったかということも含めて、塗りかえるお考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、天王橋、御葭橋、飾橋の欄干の塗りかえは考えているのかにつきまして、土木農政課からご答弁を申し上げます。

初めに、天王橋の欄干についてお答えをさせていただきます。

天王橋は、県道須成七宝稻沢線にかかる橋でありますので、管理者であります愛知県に確認をいたしました内容をもって、お答えをさせていただきます。

現在の天王橋の欄干に塗られている色は、黄色がかった朱色ではございますが、平成9年までは赤色でございました。

赤から黄色がかった朱色に変更した理由につきましては、愛知県に確認いたしましたところ、当時、天王橋欄干の塗りかえ修繕を行った際、現在の色になったわけですが、工事資料の中に塗装色に関する詳細な資料がなく、色の決定については、県から明確な回答を得ることができませんでした。

そのような状況で、私どものほうで中のほうを確認させていただきましたが、社内の本殿の色と同じ色で塗装されていることから、それに合わせたのではないかなというふうには考えられます。このたび、須成祭はユネスコ無形文化遺産登録され、御葭橋、飾橋とともに、須成地区を東西につなぐ重要な橋でございますので、今後さらに多くの方が須成祭に来場されることを見込まれます。景観的な観点からも、欄干の塗りかえや修繕等につきまして、効率的な対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

ちょっとユネスコということにもなりまして、あの色はふさわしくない。ちょっとよく調べただいて、できるだけ早い時期に天王橋だけでも塗りかえをいただけるといいかな。今の色が正解だということであれば別であります、まず、私の小さいときからの記憶によりますとあの色ではなかったと、何か寂しい気持ちがございます。その点よろしくお願いを申し上げたいと思います。

須成祭に関しまして、全体の計画、このユネスコ登録決定ということの中で、来年の須成祭についての全体的な計画は当然おありだと思いますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

○生涯学習課長 伊藤保光君

須成祭に関する全体計画の考えについて、お答えをさせていただきます。

ユネスコ無形文化遺産登録が決定しました、山・鉾・屋台行事の評価の中には、地域のコミュニティーの人たちが集まって行っていること、そして、自治体と協力して活動を行っていることという文言がございます。蟹江町としましても、この言葉を真摯に受けとめ、地域の方々が祭りを継承していけるよう、協力、サポートしてまいりたいと思っております。文化財保護の観点として、今後も継続して補助金を交付し、須成祭の体験学習、資料館の企画展等を行い、伝承活動の支援と普及啓発活動を実施してまいります。

また、祭り当日の対応としましては、今後の祭りへの来場者が増加することが見込まれますので、仮設トイレの設置、駐車場の確保、JR蟹江駅からの案内看板の設置、自家用車での来場者への案内看板、臨時照明灯の設置、雑踏警備などの対応を強化し、サポートしていきたいと思っております。

ユネスコの登録に伴い、今後さまざまな反響があるかと思われませんが、ユネスコ登録団体が加盟している、全国山・鉾・屋台保存連合会、県内の山車祭り団体が加盟する、あいち山車まつり日本一協議会などを通じて、情報収集、情報交換をしながら、地元の方々の意見をお聞きして対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

国の指定を受けたときは、近鉄の蟹江駅、そしてJRの北側のロータリーのところ、そういったところに看板を大きく掲げて、国の指定を須成祭を受けた、これを町民の皆さんだけではなくて、電車、またJRで通われる方がよく見えるようにされたと思っておりますが、今回、世界遺産ですよ。世界遺産となったこの須成祭が、国の登録以下の扱いをしている、そういったことに対して。なぜ、近鉄の駅、JRの駅にそういった看板、垂れ幕、庁舎の前にたらっと小さなやつが下がっておるだけ。須成神社の入り口に少し小さい旗が立っておる

2本、そんな程度。残念でならん。

そして、今の全体計画を教えてくださいと言ったのに、トイレの問題が出てこない。トイレは大事だよ。本題で通告書にもありますけれども、須成祭のトイレの整備について、須西小学校の南運動場のトイレ、これは今世界遺産に登録された、いろんな方がお見えになる、さあ祭りに行く前にトイレに行こう、大概そうでしょう、旅行に行ってもすぐにトイレだ、トイレ休憩から始まる。そのトイレ、あそこへ入って、いやあ須成祭すばらしかったなとそう言って帰れるか、また見に行けるかということをおもいますと、何としてでもこのトイレの改修、そして各所に臨時のトイレを設置する。

ことはある程度設置をしていただきました。中心になる須西小学校の南運動場のトイレ、あれをもう少しきちっと改修をして、地域のためにも、あそこはいろんな団体が使うんですよ、小学校だけではない。特に、須成祭には大勢の皆さんが見えてトイレを使われる。ぜひともこのトイレの改修なり、設置なり、新設なり考えておられると思ったのだが、いま一度ご答弁を、責任ある答弁をできる方がしてください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

まず、私のほうから、今ご質問がございました須成祭のトイレの整備、そして須西小学校の南運動場のトイレの新設等について、あわせてお答えをさせていただきます。

須西小学校の南運動場のトイレにつきましては、以前から伊藤議員よりご指摘をいただいているところでございます。このトイレは、平成2年の改修から20年以上が経過をし、古くなってきている状況ではありますが、昨年度にはトイレブースを取りかえ、また、トイレの扉を取りかえるなど、劣化が著しい箇所については改修を行い、少しでも利用しやすい環境になるよう、施設の維持管理に努めてまいりました。

また、須成祭にはそれだけでは不十分であるということで、ことし開催をされました須成祭には、蟹江町として須西小学校の運動場を初め、合計で仮設トイレを8基、手洗いを5基、ライトを11基設置をし、須成祭を見にこられたお客様が、利用しやすいトイレの環境整備を実施したところでもございます。利用者の方からは、おおむね好評であったというふうに伺っております。

伊藤議員のおっしゃられます、須西小学校の南運動場のトイレの新設につきましては、町内には須西小学校のみならず他の小・中学校もございますので、学校の全ての改修計画の中で、特に緊急性のあるところから順に改修を進めているのが現状でございます。こうしたことから、直ちに新設ということになりますと、なかなか難しいのが実情でございます。これからも、地元……

(「議長、もういい、答弁が長い」の声あり)

○7番 伊藤俊一君

そんなこと聞いとりやせん。あのね、小学校は蟹江町には1つしかないと言とりやせん。

須西小学校のあそこは特殊なんだ。その須成祭というものがあって、前々から質問しとるとおり困るとるわけだ。改修してどうなったのか。簡易トイレがあって、不便が多少は和らいだということまで苦情はなかったかもわからん。須西小学校の南運動場、そのトイレの苦情はなかったのか。

この間も、須成東幼稚園の運動会があった。あれでは足らんもんだから、自分ところで仮設トイレを用意して、須西小学校の運動場を借りて運動会をやるんだ。あそこだけの運動会でもそういうことまで設置をしてやる。須成祭の規模はどの程度か、あんたわかるとるのか。それであのトイレ入ったことあるのか。あんたは無理だ、副町長、どうぞ。

○副町長 河瀬広幸君

今、伊藤議員のほうから須成祭に関連した、須西小学校のトイレについてのご質問ありました。

私も、実際数度、須西小学校のトイレについては利用したこともございます。それで、町長の代理で出ましたそういう催しについても、体育館の横のトイレも併用して使っていたという現状があります。確かに、今教育委員会から申しましたように、各学校には屋外のトイレがございます。それぞれ必要に応じて使われていることと思っております。

今年度、須成祭を開催するに当たって、ユネスコ登録のプレということがありましたので、かなり来場者が予想される。そんなところから考えましたのは、ルート上にトイレを設置するのが一番いいという結論がまず1つです。これは、須西小学校の運動場のまず駐車場、ただし、駐車場は、そこで長く滞在するわけではございませんので、そこに駐車をしてそれからルートを通って行かれる。だとすれば、各所にトイレを設置して、例えば、失礼な話ですけど、道路上でそういう環境を汚すことにならないように、きちんとルート上にトイレを置くということを前面に押し出しまして、8基を設置して、今回の来場者増に対応したわけがあります。

そんな観点からいきますと、まず2日間の対応は、各所にトイレを設置することによりまして、来場者の対応ができるというふうに考えております。ただ、そうはいうものの、あそここの須西小学校のトイレは、たしかに老朽化がありますが、教育委員会と色々な議論しております。それで、設置しようとする、あそこは小学校の施設でもありますので、やっぱり設置にも相当な費用がかかるわけになるわけです。ですから、そういう観点からいまして、教育委員会のほうも非常に苦慮している状況であります。ただ、これもやっぱり小学校の施設として、未来永劫外の運動場のトイレ使うことになれば、これは改修する必要がありますので、その辺を順次、改修の計画を立てて進めてまいりたいというふうに考えておりましたので、決して、須成祭が登録されたからといって、おろそかにするわけではありません。まずは、動線の中でのトイレの確保をしたということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

とにかく、そこをきちっとやっていただいて、それから須成祭が始まるような気がする。南運動場のトイレ、これの改修なり新設をぜひ急いでお願いがしたい。

そして、これが一番大事だと思うんだけど、以前から町長もおっしゃっておいりましたが、ユネスコに登録された、やはり須成祭に補助金補助金と言って、あちらからこちらからということではなくて、一般財源としてきちっとしたいという話が出ておりました。そういうことにつきまして、今回、今度の予算査定でどんなふうになっているかよくわかりませんが、その中に、どの程度一般財源に組み入れておられるのかお伺いをいたします。

○副町長 河瀬広幸君

来年度に向けての、須成祭の町の予算的な話をされました。

まず、ここで一言お答えしておかなきゃならないのが、現在、鋭意予算編成中ですので、細かい話については、まことに申しわけございませんがご報告はできません。ただ、現状の話を申しますと、一番注視しましたのが28年度、これは29年から言いますと1年前になりますので、現在やったことをきちんと検証したいということでありました。

これにつきましては、須成祭の終了後に、私ども須成祭の28年度の予算を組むときにプロジェクトチームをつくりました。それは、観光の観点、それから生涯学習の文化の観点、それから安心・安全、それは、祭りの開催時に発生しようとする安全対策上の問題も踏まえて、総合的な観点でチームをつくりまして、それで28年度予算を計上させていただいて、この28年のプレの登録の本番の祭りを迎えたわけでありまして。結果、その中でも、地元の方々といろいろ協議しつつ、対策について万全の対策をとっておりますので、これは私は一つの成果としてあると思います。そういう段階を踏まえた上で、じゃ、29年どうするかという話であります。現段階では、28年度の主だった検証結果をもとに、さらなる安全対策をまず一つ講じなければいかん。といいますのは、やっぱり祭りの実施を主催される、本当に苦勞されている保存会の会長さん、そして須成の区長さん、鼓笛保存会の皆さん、このお三方が非常に苦勞しておられますね。まず、当面の課題解決として、祭りを実施する上での不安を取り除く、これは最大の課題でありましたので、それを28年度実施させていただきました。

また、祭り実施後にも、お三方に意見を聞きましたのでその意見を参考に、29年度にはそれを中心に組み立てていきたいというふうに考えております。

またそれと、登録された年度でありますので、当然、多くの方が来場されます。また、我々も広くやっぱり来ていただきたい。そんなことを思いますので、PR活動もより一層力を入れてやっていきたいと、そんな予算編成を今現在考えていますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

できるだけ、査定中ということですので、去年に劣らぬ状況をつくっていただきながら、できるだけ予算を盛り込んでいただきたい、そのように思います。

須成祭で蟹江町を知っていただく、本当にいいチャンスでありますけれども、町長が示されている7Kという中に、初めに観光ということがございます。職員の配置、観光協会の強化、また、観光・商工の強化として、課を新設していく考えはあるのかお尋ねをいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

ただいまの伊藤議員の質問のうち、観光協会の強化について、蟹江町観光協会事務局を所管しておりますふるさと振興課から答弁させていただきます。

まず、蟹江町の観光協会につきましては、昭和41年4月に設立の蟹江町観光開発協議会を廃止し、昭和54年8月に設立してから37年余りがたちます。蟹江町観光協会として、蟹江町における観光事業の振興、郷土の文化の向上をあわせて、産業・経済の発展に寄与することを目的とし、役員、職員と事業を遂行してきました。また、平成27年度からは、蟹江町観光協会会長を民間から招き、新しい事業等を進めています。

今後につきましては、須成祭がユネスコ無形文化遺産に登録され、観光協会として蟹江の宝が世界の宝になり、観光面として観光協会事務局の強化が必要とされます。強化といたしましては、今後、会長等ともご相談しますが、蟹江町観光協会の独立を今後検討し、民間事業として検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、伊藤俊一議員のご質問にお答えしたいと思います。今、担当課長が申しあげましたごくとした話であります。

平成17年、何度も申し上げますが、7つのKのトップが観光であります。伊藤議員もご存じだと思いますけれども、蟹江町って何があるんですかと聞いたときに、弥富はというとすぐ金魚、蟹江町はカニというと何かインパクトがなかった。でも、このカニが蟹江町を僕は救うと思ひまして、皆さんのご協力のもと、かに丸くんを初め、カニンジャちょき丸、いろんな物産品、特産品を商工会とともども観光協会が担ってまいったのも事実でございます。

今、担当課長が申しあげましたとおり、観光協会、昨年度平成27年4月に、新たに民間の会長を受け入れまして、独立に向けて、まだまだちょっとなかなか難しいわけではありますが、法人化に向けて今後進んでいく、その流れを担当が今申しあげたわけであります。

そんな中で、やっぱり一つの目玉になるという言い方をすると大変失礼ではありますが、蟹江町の誇る、蟹江町の文化、歴史、伝統の中心になるべきであろうお祭りの中でも、やっぱり須成祭というのは、ユネスコの世界遺産、文化遺産に選ばれているんだぞということを、内外に発信をするべくそういう取り組みをしていかなきゃいけない。先ほどのミュージアムの構想もしかり、それから、商工会、観光協会との連携もしかりだというふうに思っております。

議員からご質問いただきました、職員の配置だとか云々については、もうしばらく時間をいただくとありがたいと思っておりますし、場所、それから予算、それからやり方も含めてであります。今、鋭意検討をさせていただいております。

そんな中で、今回、そろそろ発表されると思いますが、商工会のほうから、先ほど言いましたがちょっとアピールが足らんじゃないかと、とりあえずすぐできることということで、商工会の皆様方にフラッグを600本用意して、観光協会も300本、黄色と紫色の旗がそれぞれ水銀灯、街路灯に近々つくというそういうことになっておりますが、それだけでは十分ではないということは、十分私も理解をしております。ある意味、蟹江町をこれからしっかりと財政面で支えるのは、ひょっとすると観光なのかなと、こんなことを今思っておりますし、観光協会、商工会、そして観光行政がしっかりと一つのタグになって、行ってきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

先ほど、質問をいたしました近鉄の駅、それからJRの駅についての看板等の件についてはやらんのか。どうなのかな。

○教育長 石垣武雄君

確かに、議員のおっしゃるとおり国の指定になったときに、そういう近鉄とかJRのところにお願いに上がったということは覚えております。そういう点では、少し足りなかったなということを反省しておりますので、早速、そういうあたりについても検討をしてやっていきたい、そんなふうに、それこそ本当に町外の方にも、いろんな場面で知っていただくよい機会だというふうに捉えておりますのでよろしくお願ひします。

○7番 伊藤俊一君

ぜひ、早目にそういったことを周知をいただきたい。

そして、JRの蟹江駅については、いよいよ橋上駅化ということで事が進むわけでございます。そして、JRの南の開発についても、きょうはほかの議員からも質問がありました。特に駅前、いわゆる南側の、実際、駅前は南が駅前なんです。これについて、蟹江町は何の工事もしないわけでありまして。とにかく、駅の南が駅前、駅前区なんだねあそこが。それについて、やはりせっかくユネスコに登録されて、駅前の開発がされるということでございますので、もっと駅前がこれはよくなるぞと、須成祭がユネスコに登録されたら駅をおりてすぐにわかるようにぜひやっていただきたい。

そして、ついでありまして、JRの南の開発、これは本当に急務であります。黒川議員がいろいろ質問されましたけれども、そんな答弁を聞いておると、相当長くかかるような話でございました。やはりそうではなくて、駅前のよく見えるところからやはり一日も早く手をつけていただかないと、なかなかこの橋上駅化、26億もかけてやった意味がないとい

うようなことになりかねません。ぜひ、急いでその部分だけでも見た目がよくなるような形で、部長が定年になられる前に、きちっと道筋をつけていていただきたいと思いますが、決意のほどはいかがでしょうか。

○産業建設部長 志治正弘君

いきなり振られましたんで、まともな答弁ができるかちょっと自信ございませんが、正直、私皆さんから来年定年だねというようなお声がけをしていただいた中で、今までの仕事をやってきた思いの中に、やっぱり第1位にJR蟹江駅周辺の整備がありました。そんな思いの中で、くどいようですけど平成10年からずっとJRと協議を重ねてきて、今日に至っております。

申しわけございません、32年度の供用開始を目指してこれから進めていきます。暫定ではございますが、今の南側の空地を利用しまして、人と車の動線を確保したロータリー、駅前広場を整備いたしますので、まさしく見える化が図られますので、そのでき上りを楽しみにしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

部長の決意を聞きましたけれども、いずれにしてもまちづくり推進課長、よく今の答弁をお聞きになったように、それだけでは不十分というふうにも思います。できるだけ早い開発ができますように、我々も協力を惜しむものではございません。ぜひ、議会に対しても異論のないご提言をいただいて、開発に少しでも協力できるような体制ができたらと、そのように思っております。

残すところ5分でございます。2問目がございますので、この辺で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「町長への立候補についての公約を問う」を許可いたします。

○7番 伊藤俊一君

伊藤俊一でございます。

2問目の「町長への立候補についての公約を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

今須成線の高架化事業の見通しについて、まず最初にお尋ねをいたします。

町道今須成線は、北は県道須成七宝稲沢線の点滅信号、天王線と交差するJR関西本線を越え、南の県道弥富名古屋線の東河原交差点までの区間でございますけれども、現在、JR関西本線北側の須成西地区の今須成線は、幹線道路の抜け道としての利用者が多く、歩道もなく危険であることから、現在、改良工事が進められております。この終点と工事完了予定

についてお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日、飯田議員にお尋ねいただいた答弁と重複する部分がございますので、お許しをいただきたいと思っております。

現在、社会資本整備総合交付金対象事業として、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画で、今須成線の道路整備工事を段階的に進めてございます。

駐在所から北方向、点滅信号までの交通安全対策としましては、当面は現幅員10メートルで、片側東側に歩道を設置し、平成27年度より工事を着手し、来年度完了予定でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

飯田議員が心配をしておって、質問をしてくれましたけれども、本当に工事の途中の我慢に我慢をして今おりますけれども、相当傷んでおります。無駄なお金は使いたくないというような話の中で、本当に危険な状況であります。

よく、見回りをさせていただいて、ひどいところは、工事中であっても危険のないような状況だけはつくっていただきたいなど、そのように思います。

議事録によりますと、平成3年の12月議会の全員協議会において、須成西地区からJR関西本線をアンダー交差化事業によって、今西地区を結ぶ事業計画、財政計画が説明をされ、総事業費13億円で10年計画である旨の報告がなされました。

当時は、役場周辺や今西地区は、蟹江今土地地区画整理事業が進められており、平成14年の完了をもって、用地の確保に向けて動かれたと記憶をしております。

そこで、お聞きをいたしますけれども、須成西地区の用地はもう既に取得済みでありますけれども、今西地区の買収はいつまでどこまで進んでおるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今西地区の用地買収状況でございます。

今地区用地買収の状況でございますが、昨年度、2筆94.36平米の用地を取得してございます。本年度も1筆42.09平米を取得できるめどがついてございます。本日現在ですが、31筆中14筆買収済みで、年度内にあと1筆完了しますと、16筆が未買収になります。残り16筆のうち3筆がマンションでございますので、31名の方の共有者がおみえになります。したがって、地権者が45名となっております。

今後も引き続き地権者をお願いをし、早期買収が完了するよう努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

私の記憶には、平成23年度まで31筆のうち12筆の買収が済んでいたと思いますが、今の答弁では、それ以後5年で2筆と折衝中が2筆ということだと聞きましたけれども、毎年1筆とすると相当長いことかかってしまう、十四、五年もかかる。そんなような話では全く話にならんわけで、多くの住民の皆さんが、今須成線はどうなってしまったかと、早くから手をかけたんだけど、JRの南は早く開発ができたけれども、この今須成線がそのためにおくれたというようなことでは困るというようなことでございます。

開通を待ち望んでいる皆さんが多くございますけれども、今の計画ではどのようなことになっておるのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それ以後一度、平成24年12月議会の折に、前部長のほうから平成28年から29年度をめどに完了したい旨の答弁をしております。

現在、今でも交渉が非常に難航しておりまして、単年度で何筆もの土地を取得することは非常に難しい状況ではございますが、毎年度継続的に用地を確保できるよう、この高架事業の必要性をご理解いただけるよう、丁寧にご説明をさせていただき、早急に完了するよう引き続き交渉に当たってまいりますので、ご理解を頂戴したいと思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今の答弁でも10年ぐらいはかかるんじゃないかと、人の財産でございますので、なかなか大変なことだと思いますけれども、交渉事、難航することも承知の上で先ほども申し上げましたけれども、多くの住民が待ち望んでおります。蟹江町は、流通人口でこの蟹江町というところは発展があるわけで、誠意を持って事に当たってほしいと思います。

なかなか、この南北のアクセスというのは、非常にヨシヅヤができてからは特に。ムロオという北へ行くと運送業がありますけれども、あそこも今の倍以上の用地を確保してあそこが広がる、大変ですよ。そうすると、東郊線の踏切、これから質問をいたしますけれども、なかなかあの道路はもうパニック、大変なことになります。

とにかくそういったことがございますので、この今須成線の早期の開通に向けて鋭意努力をお願いしたいと思います。

これはそんな程度で、答弁は結構でございます。

町長にお尋ねをいたします。

ちょうど来年、町長選挙ということになってまいりまして、いろんな難問題が山積だと思っておりますけれども、4選を目指されるということの中で、やはりこの今須成線の早期の開通、いつまでにやるんだというようなことを心強く公約に掲げをいただけるといいかと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今須成線、本当に我々議員になる前から、なったときも伊藤議員、同期でございましたので、あのときにけんけんがくがくやった記憶ありますよね。今西の区画整理事業が同時にスタートしておったというのは非常に僕も危惧をしておったわけではありますが、その経緯、背景は我々もしっかりとわからない部分もあったわけでありまして、いずれにいたしましても、アンダーからオーバーへの設計変更があったということの中で、先人の方にいるいろいろお願いをして、一日も早く開通を目指すようにということで我々もお願いした経緯がございます。前の町長さんにもお願いした経緯がございます。よもや私が第17代町長として、その当時はそんな感覚ではなかったように思っておりましたが、今、自分、この立場になり、昨日、4期目に向かって町民の皆さんの負託が得られればチャレンジをしたいという話の中で、長期の展望をしっかり描いていく中でこの夢も語っていきたいなと思っております。なかなか、いついつまでと言われるような材料がなくて大変申しわけなく思います。

今、実は、この北側の津島、それから愛西、あま、あそこを南北に通る名古屋バイパス、新たなものを今つくっております。東西のバイパスを今つくっております、その地権者の買収も非常に今、困難をきわめておりまして、数十年かかるというのが現実であります。県道でありますので、県会議員にいろいろお願いをしたなら我々としても全く地域とは関係ないということが言えない、いわゆる交通渋滞を緩和する一つのアイテムであるバイパス道路でありますので、そういう意味でいけばこの今須成線も中央道の今、昨今、朝、非常に混みます。そのバイパスだけに使われるのではなくて、流通のかなめとして、蟹江町が発展するための一つの道としてこれからしっかりと位置づけする、そんな事業にしていきたいという考えでございますので、いろんなことをごたごた言っても始まりません。中にしっかりと目標数値を持てるように考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ここでちょっと今、いついつだぞと言えればいいんですが、大変申しわけございません、しっかりと精査をさせていただき進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○7番 伊藤俊一君

日にちはそうは簡単には言えないかもわからんけれども、もうとにかくこの立候補に当たって、この今須成線は自分としての公約の一つを早期開通という目標を持って立候補するのだというような思いで、ぜひやっていただきたい、そんなふうに思います。

続きまして、東郊線のJR踏切の歩道拡幅についてお尋ねをいたします。

私は、蟹江町の現在の発展は、先ほども申し上げましたけれども、流通人口にあると考えております。常々申し上げておるわけでございます。東西南北の道路アクセスをいかに利便性の高い危険のないアクセスにするかが急務であり、私ども議員と行政の役目であると考えております。特に、JR蟹江駅の橋上駅化するに伴い、東郊線踏切の歩道拡幅は急がなくてはな

らないのであります。特に、JR蟹江駅の橋上駅舎化に伴い、東郊線踏切の歩道幅は当然急がなくてはならないわけであります。東郊線の踏切歩道の幅幅については、JRと蟹江町は長年にわたり交渉をした結果、蟹江川の左岸堤を閉鎖することが条件で話が進んだわけであります。近隣の一部の住民により、散歩するのに不便、犬の散歩に不便である、防災道路として通行ができなくなるとか、蟹江川の堤防は蟹江の中心である等々の反対意見が説明会でも出されたわけであります。町当局としては、その反対に対して、東郊線の踏切の歩道幅が実行できなかった理由、わけです、お聞かせをいただきたいと思っております。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江川踏切を廃止できなかった理由でございます。

廃止できなかった理由といたしましては、議員がおっしゃるように、長年にわたりJRとの協議を進めた中で、蟹江川踏切を廃止する条件で、東郊線踏切の幅幅にに応じていただけることになりましたので、平成27年3月に蟹江川左岸にあります蟹江川踏切を廃止踏切とした旨の住民報告会を開催いたしました。その際、建設的な意見もありましたが、反対意見の多くもございました。そのことも要因の一つではありますが、最終的な判断といたしましてはJRとの協議の中で、関係町内会から同意を取りつけるということが条件としてありましたので、当時の状況から町内会としての同意をいただくことは困難であると判断して、踏切の廃止はできなかったというふうになってございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

同意ができなかった。これは須成の区長に……。

(「今区長も関係しております」の声あり)

今区長、須成区長に話に行かれて断念されたのか、それとも、後から質問をいたしますけれども、ほかの方法を見出したので相談に行かなかったのか、その状況はどうですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

当時は、非常に多くの反対の意見がございました。そんな中で、会長さん1人の自身のもとで同意を取りつけるということは不可能であると判断をさせていただきました。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

相談はしていなかった。雰囲気的に無理だと思って判断をしたということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

はい、相談はしてございません。

○7番 伊藤俊一君

はい、わかりました。

ほかに手段があるような話も聞いておりますので、質問を続けさせていただきます。

東郊線踏切の歩道拡幅について、廃止ないし閉鎖です。踏切なしでJRとの協議は進まないと聞いているが、本年6月議会では踏切道改良促進法に基づく法指定、いわゆる大臣指定の答弁をされました。再度、どのような改正であったかお聞かせをいただきたいと思っております。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、本年4月1日から施行されました改正踏切道改良促進法につきましてご説明をさせていただきます。

法の骨子は大きく3つに分かれ、1つには改良すべき踏切道の指定期限を平成28年度から32年度の5年間延長し、改良方法が合意されていなくても指定する仕組みとなりました。

2つ目には、踏切の改良方法が拡充され、ソフト・ハードの両面から対策ができるようになりました。

そして、3つ目には、改良方法を検討するための協議会制度が創設され、地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた対策を検討することができるようになりました。そこで、国土交通省は危険な踏切の解消に向けまして、道路管理者と鉄道事業者が踏切道改良の協議状況を核にしたカルテを作成してございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今の答弁の中で、カルテと言われましたけれども、愛知県で何カ所が緊急対策踏切に上がっておりますか。お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

愛知県内カルテに登録された危険な踏切道は89カ所でございます。その中に、東郊線踏切も含まれてございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

その全てが本年度から平成32年度の5年間で法指定されるのかどうか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

32年度までに法指定がされるのかというご質問でございますが、中部地区踏切道調整連絡会議の中で、カルテに挙げられている危険な踏切の解消に向け、課題のある踏切は鉄道事業者、道路管理者で改良のよい方法が合意されなくても、32年度までに指定していくと聞き及んでおります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

早くても5年以内というようなことで東郊線の踏切は、今地区と須成区の区長が閉鎖やむ

なしということで印鑑を押せば、この5年よりも早く東郊線の踏切が拡幅できるというようなことをございますけれども、なかなか難しいなど。その辺は我々議員も努力をしなければいかんと、そんなふうに思います。東郊線の踏切が法指定されたらどのような対策を講じていられるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

東郊線が法指定されたらどのような対策を講じるかということでございます。

大臣より、改良の方法を定めず指定されますので、道路管理者、鉄道事業者が改良方法を検討し、当面の対策や踏切周辺対策等の関連事業も法律に位置づけ、期限が設けられますので、計画的に推進していくこととなります。もちろん、中部地区踏切道調整連絡会議を通じて、その会議の関係者が一堂に会し検討していくこととなります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

最後に、町長にお尋ねをいたします。

これも大変難しい問題ではございますけれども、今度の町長選挙の公約にぜひ挙げていただきたい、そんなふうに思いますが、どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

先ほども同じくであります。なかなか目標数字がつかめない、32年度までに指定をされるといってもまだまだ不透明な部分がたくさんございます。夢を語る政治をなさいと、いろんな人から言われます。夢を語る前に、やはりきちっとした事実確認と、そして経緯・経過をしっかりと検証した上での夢であればいいな、こんなことを思っています。ある意味、蟹江町に夢を語るのにはインフラ整備の駅整備、そしてそれにつながるインフラ整備は言うに及ばずでありますので、どんな形になるかわかりませんが、町民の皆様方にやはり安心・安全で暮らせるような、そんな公約、まだまだ全く何も考えておりませんが、今までやってきたこと以上にまたお示しをしていきたいなど、こんなことを思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○7番 伊藤俊一君

もう一点だけ、町長にお尋ねをいたしますが、これ、今地区の区長と須成の区長、いわゆる印鑑があれば蟹江川の左岸堤の閉鎖ができるということでございます。これについて、まだ両区長には話をしていないということでございますが、そういったことをされるつもりはあるのかどうか、お尋ねをします。

○町長 横江淳一君

すみません、ちょっとまだそのところまでしっかり聞き及んでいないのが事実でありますけれども、いろんな話し合いの経緯は文書等々で見させていただきました。決して、皆さんが言うような、どこかで定点におろしていかなくちゃいけないとは思っておりますが、でき

れば本当に皆さんが今使っていただいているものをそのまま使っていただく、最終的には同時にフェードアウトができるような、そんなふうになればいいなとは思っておりますが、ちょっと今、このことについては即答は避けさせていただきたいと思っておりますとともに、一度ちょっとまた担当者と話をしてしながら一遍そのところ詰めていきたいというふうに思っております。

今現在では、確定したことだけは、すみません、弁明は遠慮させていただきたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

町長、次長とその質問のやりとりの中で確認をしたんです。両区長に相談に行ったのかどうか。いや、それはやはり雰囲気的にちょっとほかの方法でということを考えて行っていない、相談に行っていないということでありましたので、今、町長にお聞きするわけでございます。これ、本当に大事なこと。大勢の方が反対をしたと次長は言ったけれども、何も大勢の人が反対したわけではない。だから、区長がやはり無理だと言ったということであれば、私もこれはやむを得ずほかに手段を考えなきゃいかん。それよりも、今須成線を早く開通させれば全て終わる。何も閉鎖せんでもいい、八ヶ島の踏切、それは当たり前前に閉鎖になるけれども、それで十分だということであります。その辺も含めて、町長、大事なことだよ。両区長に、やはりこういう話だけでもどうだというようなことを一遍お尋ねをいただきたいなど。これはとりあえず要望をしておきます。

次に、多世代交流施設の進捗状況についてお尋ねをいたします。

これも横江町長、肝いりで押し進められた施設でありますけれども、この施設の設計は黒川設計であると聞いております。責任の持てる業者であるのか、まずお尋ねをいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

ただいまの伊藤議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、多世代交流施設の実施設設計を委託しております株式会社黒川建築事務所でございますが、愛知県を初め多くの市町村において公共事業での建築設計の実績がございます。蟹江町におきましても役場庁舎を初め、小・中学校、保育所などの多くの公共施設の建築設計実績があり、十分信頼のおける設計業者と考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

これは立派な業者だ。その業者、黒川設計が私の地元に須成保育園がございますけれども、昨年であったと思います。修繕工事の設計を黒川設計が行ったその結果が、完成後の現場を見てびっくり、すぐに担当の課長を呼んで現場を見るように言いました。そして、工事をした工事者も呼んで現場を見させましたけれども、全くその設計どおり工事者はやったわけけれども、その設計の仕方がめちゃくちゃ。本来であると、ここにクロスを張りかえるとい

うときには、下にコンパネというものが普通、そんな幼稚園あたりだとコンパネが敷いてある。コンパネを本来なら全部取りかえてやらんことにはきちっとしたものが引けない。しかし、工事者によると、そんなものそのままでちょっとやってくればいい。いや、そんなことを言ってもそこをやるときれいに仕上げができません、そう言っても、そのままでもいいと言われたので、その指示に従った。俺は、設計の会社というのは大したものだな、力があるんだな、その言うとおりにやった。結果、また最近見てきたけれども、そのままだ。もうくぎの頭が見えるような状況になっておる。そういう状況で1年がたつとる。これについて、担当としてどういう措置をしようとしているのか、まずお聞きをいたします。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいまご指摘をいただきました。

これは、平成25年度に実施をいたしました須成保育所改修工事のうち、1階の遊戯室の床の張りかえについて答弁をさせていただきます。

完了検査時には適切な施工がなされて完了検査合格通知を発行させていただいたところでございますけれども、昨年度の施設監査が実施された際、床クッションフロアの下地に今、議員がおっしゃいましたようにフローリングのとめ具が浮き上がっている箇所等があるところご指摘をいただきました。監査委員であります伊藤議員からは、発注者であります町と設計業者、請負業者が現場で最善の施工方法について意見を出し合って、設計書どおりに施工することだけが工事ではないのではないかというご意見を頂戴いたしました。対処がおくれておりますことを深くおわびいたしますとともに、ご指導につきましては設計業者を初め、多世代交流施設を担当いたします高齢介護課にも伝達をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

伊藤議員から、子育て推進課長にご指導いただきました発注者である町と設計業者、請負業者が現場で最善の施工工法について意見を出し合うというご意見につきましては、子育て推進課長から聞いております。議員からご指導いただきましたこの件に関しまして、改めて設計業者に伝え、十分注意をして今後、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

考えておるといっただけけれども、どういうふうに措置をするの。こんなこと、すぐにやり直して、誰が金を払うか、そんなことすぐ答えが出んではおかしい。あなた、上司に全部話が行っとんの、これ。

○子育て推進課長 寺西 孝君

今回の請負業者につきましては、議員、先ほどおっしゃいましたように、設計書に基づき適切に施工をされました。これは民法637条及び町公共工事請負契約約款第41条で瑕疵担保

期間が定められておりますけれども、工事引き渡しから1年以内とされているところがございます。今回の件につきましては、その後に発生いたしましたふぐあいにつきましてでございますので、設計事務所にこの段階でこの状況を予見できないかということをお問い合わせしたところがございます。

設計業者におきましては、設計監理業務を委任された専門家としての能力から考えて、通常期待される注意義務を負う、これを善管注意義務と申しますけれども、この注意義務を怠った場合は損害賠償の対象となり得る、または契約解除の対象になり得る旨をお伝えさせていただくとともに、ただ瑕疵担保の期間が1年経過したことは事実でございますので、そこは強く申し述べたところがございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

すみません、今、最高責任者であります私の知らないところで大変申しわけございません。実は、伊藤議員からこの質問をいただいた、もう数日前でありますけれども、私もちょっと耳を疑ったわけではありますが、早速担当者呼びまして、対処すべきことはやはりしっかり対処させていただかなくてはいけない、民法がどうのこうのは大変、そのことは関係ない話でありまして、しっかりと設計をし、ヒューマンエラーはございます、確かに。しかしながら、結果としてそういう状況になっている。特に、子供たちがそこで居住する場所でございますので、それが浮き上がって、例えばけがをしたとかいろんな不測の事態が起きること、これが一番我々としては行政責任としては重いところがございますので、何も申すところもございません。早速対処をさせていただき、改善をさせていただくようここでお約束をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○7番 伊藤俊一君

このことはそのとおりですぐにやんなあかんのです。もたもたしとっては本当に危ないよ。課長も前から、もう1年越しに話をしとって、そのままではあかんわ。すぐに対応してください。

時間がなくなってまいりましたが、本題の、少子化が進展する中、子供から高齢者まで生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくためには、町民一人一人の身体的な健康づくりとともに、世代間、町民間の交流を通じて子育て支援や高齢者の生きがいがづくり、コミュニティーのきずなの強化などを推進する仕組みが重要であります。世代交流施設は健康福祉をベースに温泉を中心として老若男女、多世代の方が交流できる施設として建設計画が進められていると思っております。12月1日の全員協議会で説明は聞きましたが、いま一度町民の皆様にはわかりやすくお聞かせをいただきたいと思ひます。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

多世代交流施設の規模でございますが、多世代交流施設は議員が言われますように、健康

福祉をベースに温泉を中心として老若男女が、多世代の方が交流できる施設として建設を進めております。建設場所としましては、蟹江町大字西之森字海山326番2、ほか5筆で2,859.03平方メートル、老人福祉センター分館跡地でございます。建物面積構造につきましては、RC造3階建て、1階942.97平方メートル、2階868.51平方メートル、3階465.16平方メートル、計2,276.64平方メートルを予定しております。施設といたしまして、1階スペースには事務室、キッズスペース、ボランティアグループ室。2階スペースには入浴施設、休憩スペース、テラス、多目的室。3階スペースには防災倉庫、展望ロビー、多目的室、屋上広場。屋外スペースには足湯、ピロティなどを設ける計画をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この交流施設の建設に向けて、どこまで準備が進んでおられるのかお尋ねをいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

多世代交流施設の進捗でございますが、本年4月に多世代交流施設整備基本計画の策定に係るパブリックコメントを実施いたしました。議員各位を初め、団体等からの意見を反映して、実施設計を作成いたしました。全員協議会でご報告いたしましたとおり、来年度に建設できるように進めております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そうすると、交流施設の供用開始の見通しはいつごろになっておるんですか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

多世代交流施設の供用開始の見通しについてでございますが、多世代交流施設は先ほども申し上げましたとおり、子供から高齢者まで老若男女が健康づくり、地域福祉、ボランティア活動、子育て支援などの拠点として多世代の交流を生む場所として整備するものであり、災害時における避難場所としての機能も有していることから、少しでも早い時期に町民の皆様にご利用していただきたいと考えております。期間といたしましては、まず予算成立から工事契約、入札契約準備といたしまして約2カ月。建設工事といたしまして約10カ月。竣工から供用開始まで開設準備といたしまして約2カ月の計14カ月を見込んでおります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大事なことは、皆さん、今まで無料でお風呂に入ってお見えになったわけですが、もうただより高いものはないというようなことで、今回、立派な施設をおつくりになるということでございます。受益者負担としてはっきりと示すべきだと思いますが、どのような金額になっておりますか。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

多世代交流施設の利用料についてでございますが、全員協議会でご報告させていただきました今現在の案でございますが、1階キッズスペース、ボランティアグループ室、2階休憩時間スペース、テラスにつきましては無料。2階入浴室、多目的室、3階多目的室、会議室につきましては有料と考えております。部屋の利用料につきましては、蟹江町中央公民館など公共施設の使用料に準じた金額、時間当たり420円を予定しております。また、入浴料につきましては、受益者負担として300円を予定しております。ただ利用料、入浴料につきましては今現在の案でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

入浴料は300円と予定しておると。この辺がやはり余り変わるようなことでもいけませんし、これは大事なことだと思うんです。今回、町長、立候補に当たって、こういった機会にやはり立候補するからただだというようなばかげた話はないわけでありまして、今、担当の課長が、300円の予定でおるということでありますが、町長はどのような腹をお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○町長 横江淳一君

伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

立候補云々というのは置いておきまして、多世代交流センターというのは本当に長い間、老人福祉施設として福祉センターが本館、分館として利用されておりました。議員もよくご存じだと思います。ただ、老朽化が大変進んでおりまして、管が相当腐食をして漏水の箇所があったのも事実でございます。しかしながら、藤田町長のときに肝いりにつくられた施設でありまして、町民の福祉増進のために温泉を利用したピークは、延べでありますけれども、13万人以上の方が利用していたという、そういう施設でもございます。昨今は本館だけでございますので、大体延べで6万人から7万人利用していただいているということも十分承知おきをしております。

今回、多世代交流センターを全員協議会でも先般お示しをいたしました。まだまだ確定ではございませんけれども、使用料金につきましては一定の価格を決めさせていただき、まずは今、担当課長が申し上げましたとおり利用料については時間420円。これは通常の施設とほぼ同額で設定をしたいと思っております。あと入浴料につきましては、やはりスポーツ少年団だとか若い方にも利用していただきたい、そういったこともやはり相当前から我々も要望をいただいておりますので、高齢者の方はもとよりであります。しかしながら、先ほど担当者が申し上げました一律300円というものをお示しをさせていただきましたが、そこは例えば、減免制度もどこかで設けていかなきゃいけないんじゃないかということも含めて、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、無料ということにつきましては、今後はできるだけ避けていき

たいなというのは考えております。1階には、実は足湯も設けておりまして、これも天然温泉の恩恵をここで受けてもらおうということで、気軽に足湯に入っただく、これもきちり考えております。足湯については基本無料にしていきたいなと、今はそういう考えであります。何とぞまたご協力いただければありがたいと思います。

○7番 伊藤俊一君

立派な施設になりますように、黒川設計に対しては厳しく、厳しくですよ、こんなようなことがほかにあるやもしれません。もう少し目を光らせていただいて、蟹江町の仕事をやったら、まあいいかげんでも、んなもん文句言えせんというようなことになっては困ります。今回ひとつ、いつ改修を、修理をきちっとするのか連絡をしていただきたい。また、蟹江町の予算の中でやるなんてばかげたことを考えてもらっては困る。そういったことを申し上げまして質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時5分より再開をいたします。

(午後2時52分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時05分)

○議長 高阪康彦君

質問11番 佐藤茂君の「蟹江町における消防分団長選任について」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂。

議長の許しを得、「蟹江町における消防分団長選任について」のご質問をさせていただきます。

今回、消防団のことで、消防団の分団長、また消防団のOBの方から消防団の分団長候補のことで相談を持ちかけられました。話の内容といたしますと、分団長候補の方が役場の職員であるということでもあります。そして、彼らが言うには、以前に役場の職員の方が分団長候補に挙がったそうではありますが、そのときは消防団の分団長はできなかったということでもあります。そのことを知った上で私のほうに相談があったわけでもあります。私も消防団員として、また分団長も含め15年ほどやってきておりますので、できるものなら何とかしてあげたいと思ひまして役場に赴き話をさせていただきましたが、なかなかよい返事をいただくことはできませんでした。そして、私以外の方々からも話をしていたようではありますが、やは

り答えはノーだとお聞きしております。なぜいけないのか、きょうはこのことについて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私も他の市町村の状況を調べさせていただきましたが、近隣の市町村では蟹江町とは逆に奨励しているところもあるようです。各市町村により事情はあろうかと思いますが、なぜ蟹江町はいけないのか、前にも申しましたが、過去にもこのような話はありませんでしたが、認められなかったということでもあります。なぜ認められないのか、課によって不都合があるところもあるかと思いますが、他の市町では奨励しているところもあるのに、全てだめと言うのはなぜかと思うわけであります。蟹江町の職員で消防団員は今現在、女性の方も含め31名ほどお見えになるようであります。そうなれば当然、その中から分団長候補という方が出てきてもおかしくないような気がするわけであります。役場の職員となれば優秀な方々がたくさんお見えになると私は想像するわけであります。

私が消防団員をやっていたころの話でありますけれども、昔から余りかわらなければ、誰々の後はおまえだぞと、ある程度話をしておりまして、いずれ分団長が回ってくると、そのときに少し覚悟しておるわけであります。そして、その時期が来ますと、そのときの分団長幹部とまたOBの方々が話をして決め、候補者と話をすることになるわけであります。今回の場合でありますけれども、ほかにも分団長ができる適任者はお見えになりますが、やはり今の時代でありましょか、やれそうな人が大変少ないわけであります。当時は分団長といえば大体が地元で働いている方が多かったわけであります。しかし、今は地元で働いている方は本当に少ないかと思うわけであります。ですから、役場の職員の方でも消防団というものに対して協力しなければならぬ結果となり、そして長いことやっていると分団長という話も出てくることになろうかと思うわけであります。ある分団では、役場の職員の方がかなりお見えになるとお聞きしております。そうなれば、いずれは分団長候補という方が出てきてもおかしくない状況になってくるのではないだろうかと思うわけであります。

前に質問させていただきましたが、消防団の入り手がないというようなことで女性の方はどうですかという質問をさせていただきました。そして、5名ほど団本部に入られたようでありますが、そこまでしないと消防団員の確保というのは大変難しい時代になってきていると思うわけであります。その結果、蟹江町の役場の職員の方々が消防団員にということで大勢の方々が消防団員として活躍されているわけであります。そして、蟹江町は地元に住んでいる方だけでなく、他の市町に住んでいる方でも、蟹江町で働いていけば消防団に入ってくださいというような宣伝もされております。それぐらい今現在でありますけれども、消防団員の確保に苦勞されているわけであります。また、国としては消防団員をもっとふやせというようなことを言ってきております。それはなぜかという、昨今ありましたように、例えば1995年にあった阪神・淡路大震災、2011年3月11日にありました東日本大震災、また、ことしもあったばかりでありますけれども熊本の地震と、そして、特に最近地震が多発して

いるようでありますけれども、つい最近でも東北で地震があり、多少なりとも津波が来たようでもありますけれども、そして、この地区にはいつ来てもおかしくないと言われております東海、東南海、南海地震と、そしてこの地域は海拔ゼロメートル以下の地域であります。そして、昨今のゲリラ豪雨も大変心配するところでもあります。このように、日本は自然災害が大変多い国であり、そしてもし、災害が起きた場合、当然火事もそうではありますが、その中で活躍するのはやはり消防団であります。そのために消防団員をもっとふやせと言っていることと思うわけでもあります。そんな意味においても、消防団というのは大変重要な組織ではないかと思うわけでもあります。蟹江町の消防団員は、今現在192名であります。そのうち、先ほども言いましたが、31名ほどの方が役場の職員であります。これは大変な人数ではないかと私は思うわけでもあります。

このことは前にも質問させていただきましたが、役場の職員だけで1個分団ができてしまう人数ではないかと思うわけでもあります。そんな状況下において、町なりのできない理由はあるかと思いますが、消防団員はいいけれども分団長はだめだというのは、何か疑問を持つわけでもあります。そして、蟹江町の規約の中に、消防団の分団長をやってはいけないという、そういうような規約というものもないように私はお聞きしております。であれば、先ほどから言っておりますように、蟹江町役場の職員であってもどんどん積極的に消防団に参加し、また消防分団長ということもできる体制をつくっていかねばと思うわけでもあります。31名という人数は町として多いのか少ないのか、町としてはどのように思われているのかわかりませんが、私はこのことも役場の仕事ではないだろうと思うわけでもあります。蟹江町を発展させること、また蟹江町地域防災計画の中にありますように、蟹江町を災害から守ろうとすることは蟹江町職員の義務であり、そして災害が発生したとき瞬時に対応し、現地に赴き対応することになっております。これは当然のことでもありますけれども、その中に消防団員が31名もお見えになるということは大変な力になるのかなと、このように思うわけでもあります。そして、その中に分団長さんが1人、2人でもお見えになればすぐにでも指揮がとれるような気が、私はいたします。確かに、役場の職員の今現在の仕事に支障があってはいけないことかもしれませんが、しかし、緊急事態が発生した場合、消防団員であるサラリーマンの方々が仕事を休む、そしてまた途中退社する、また自営業者の方は仕事をやめて駆けつける、これは役場の職員であろうが同じことであると思うわけでもあります。ただ、役場としては、先ほど言いましたが、蟹江町地域防災計画というものが、また各それぞれの役割分担というものが決まっていることも、いろいろ私も読ませていただいて十分理解しているつもりでありますけれども、職員の方でも分団長はやれる方法がないかと、このように思うわけでもあります。難しいこととは思いますが、ご検討いただければなと思っております。

先ほども言いましたが、近隣の市町村の状況を調べさせていただきましたが、弥富市では、

上のほうから分団長をやると、このようなケースもあるようであります。また、愛西市も分団長経験者もみえるようであります。そして、飛島村では役場の中に1個分団があるようであります。それぞれの市町村の事情もあるかと思いますが、蟹江町はできませんということはいかがなものかと思うわけであります。また、蟹江町には消防署というものがあるではないかと、このような話もお聞きしておりますけれども、私が考えるに、消防署と消防団とは似て似つかぬものであると私は思っております。会社勤めの方、そして自営業者の方が積極的に活動され、そして町外の会社勤めの方も分団長を務めてみえるケースも多々あるとお聞きしております。それこそ緊急事態が発生した場合、なかなか戻ってこれないのではないのでしょうか。そうなれば、やはり地元にも見える方ではないのでしょうか。所属する課によってはどうしてもできない状況にある方もみえるかもしれませんが、それはそれで仕方がないことであります。また、個人的にやりたくない方もお見えになるかと思いますが、これもまた仕方がないことであります。しかし、本当にやってもいいですよというような、できる方にはやれるように計らってほしいと思うわけであります。

それでは、質問させていただきます。

なぜ、蟹江町は消防団において分団長の役職につくことができないのかお尋ねします。

そして、これからも消防分団長という役職につけさせるつもりはないのか、また、このことに対して、これから検討されるつもりはないのかお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○消防長 奥村光司君

それでは、佐藤議員の、なぜ蟹江町は消防団において分団長の役職につくことができないのかと、これからも分団長の役職につけさせるつもりはないのかのご質問についてお答えさせていただきます。

まず初めに、国からの公務員と団員との兼職についての通知の経緯についてご説明します。

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日の3度にわたり総務大臣から、全ての都道府県知事及び市町村長宛てに書簡を送付し、地方公務員を初めとした消防団員確保に向けた一層の取り組みのほか、消防団員の処遇改善などについての依頼が行われております。消防団等充実強化法第10条におきまして、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられたところであり、総務省消防庁といたしましても国家公務員及び地方公務員の消防団への加入促進について、それぞれ各府省庁及び地方公共団体に対し、働きかけを行っているところでございます。地方公務員につきましても国家公務員と同様、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、消防職員や非常参集要員である場合など、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされております。また、消防団等充実強化法の趣旨や国の動向を踏まえ、職員がより消防団へ加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して適切な対応が求められ

ているところでございます。

このことを受けまして、当町におきましても、平成25年度から職員の加入について積極的に推進しております。平成25年度は19名、26年度は23名、27年度は29名、28年度におきましては31名の職員が団員と兼職してございます。それで、条例定員は192名でございますが、16.1%の加入率でございます。また、消防団の組織につきましては、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の階級がございしますが、分団長といいますのは団長、副団長に次ぐ消防団の幹部でございます。火災、地震、風水害などの災害時にはもとより、各訓練などで分団を統制する指揮官でございます。そこで、当町の現在の分団長の平均年齢はといいますと、43.2歳であります。この年齢は、町職員の役職で言いますと監督者クラスに当たります。そうなりますと、先ほどの職務遂行に著しい支障があることもあり、また逆に分団の指揮官として統制ができないことが多々ございます。そのことから、現在、分団長と職員の兼職は認められていませんでした。しかしながら、近年、消防団員のサラリーマン化が進むにつれ、団員の確保、分団長の専任が非常に困難となってきている状況を鑑みますと、分団長との兼職も視野に入れて検討していかなければならないことと考えております。よろしく申し上げます、以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

今ちょっと申しわけないですけども、最初読まれた部分が、言っていたことがちょっと理解あれなかったですけども、でも最後に、要はこれから検討していただくということでよかったですね。

さっき言われましたけれども、少子高齢化ということで団員の、若い人たちのニーズもどんどん減ってくると。そしてそういうことで、また町内で働いている方も少ないと。町外ばかり出ていくという話で、町内に残っている方が本当に少ないというような今の状況でありますので、そういうようなことで、これから検討していただけると。

本当に、私もここへお邪魔していろいろと相談させていただきましたけれども、本当にだめだということで、地元へ帰ってはやっぱりだめだったということで本当にあれでしたけれども、本当にきょう、ここでこうやって質問をさせていただきまして、地元を手を振って帰れるかなと、こんなふうに思っていますので。

本当にそれは置きまして、さっきも何遍も言いますけれども、本当に地元にも見えない、本当に大きな災害があったときに、やっぱりすぐに駆けつけられると、やはり地元の方、そして、本当に役場の何人か若い方、今、31人もみえるということでありますので、もうすぐでも本当に駆けつけられるということでありますので、難しいこととは思いますが、本当に検討いただければと思いますので、どうもきょうは大変ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。

(午後 3 時25分)